

官報号外

昭和三十七年四月二十六日

○第四十回 衆議院会議録 第四十一号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)

議事日程 第三十八号

昭和三十七年四月二十六日

午後二時開議

○本日の会議に付した案件

第十 海外技術協力事業団法案
(内閣提出)

第十一 自動車の保管場所の確保
等に関する法律案(内閣提出)

近畿圏整備に関する決議案(關谷勝利君外五十七名提出)

日程第一 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第二 國土調査促進特別措置法(相川勝六君外五名提出)

日程第三 工業用水法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第四 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第五 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第六 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第八 行政事件訴訟法(内閣提出)

日程第九 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第十 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十一 自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十三 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十四 海外技術協力事業団法(内閣提出)

午後二時十一分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

近畿圏整備に関する決議案(關谷勝利君外五十七名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第九 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第十 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十一 自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十三 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十四 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十五 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十六 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十七 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十八 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第十九 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十一 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十二 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十三 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十四 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十五 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十六 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十七 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十八 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第二十九 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第三十 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第三十一 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第三十二 海外技術協力事業団法(内閣提出)

日程第三十三 海外技術協力事業団法(内閣提出)

ているが、反面において、産業人口の過度の集中傾向を助長し、いわゆる過大都市的様相を醸成するにいたり、首都東京と相並んで、交通、用水、市街地整備等の諸問題は、今や緊急に解決を要する事態に立ちいたつていて。

しかしに、他方、近畿圏一円の外郭諸地域は、阪神工業地帯の衛星都市圏として、はた又、ヒンターランドとして、きわめて優位かつ好適な立地条件を備うるにかわらず、今までお多くの低開発ないしは未開へきすなわち、關谷勝利君外五十七名提出、近畿圏整備に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

近畿圏整備に関する決議案を議題といたします。

化圈としての総合的かつ有機的な近畿圏の建設を促進することは、ひとり本地方における産業文化の助長振興と住民の福祉増進をもたらすゆえんたるのみならず、広くわが国経済の発展向上に寄与するところ、けだしきわめて大なるものがあると確信する。

よつて政府は、叙上の趣旨にかんがみ、この際、すみやかに近畿圏整備に関する画期の方策を確立し、これが強力な実施推進を図るため、行財政上必要な立法その他特段の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべく決議する。

○關谷勝利君 提出者の趣旨弁明を許します。關谷勝利君。

【關谷勝利君登壇】
○關谷勝利君 大だいま上程せられました自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる近畿圏整備に關する決議案につきまして、その趣旨弁明を行ないたいと存じます。まず、決議案の案文を朗読いたします。

近畿圏整備に関する決議案

近畿は、西日本経済の中核であり、広くわが国産業活動の枢要な一翼をになつて、経済の進展にきわめて大きな役割を演じてゐる。ことに、これが中核たる阪神工業地帯は、近年来、わが国経済の伸長発展と共に、ますますその重要性を加えているが、反面において、産業人口の過度の集中傾向を助長し、いわゆる過大都市的様相を醸成するにいたり、首都東京と相並んで、交通、用

水、市街地整備等の諸問題は、今や緊急に解決を要する事態に立ちつゝたつてある。

しかるに、他方、近畿圏一円の外郭諸地域は、阪神工業地帯の衛星都市として、はた又、ヒンターランドとして、きわめて優位かつ好適な立地条件を備えるにかかわらず、今までの低開発ないしは未開べきする地域をかかえ、これが開発活用について、積極的建設の方途が講ぜられていないことは、まことに遺憾とするところである。従つて、今後これら地域における産業の開発、交通その他関連施設の整備等公共投資の拡充、経済基盤の培養強化と相まって、工場、住宅等の適正な分散体制を促進するにおいては、阪神地区における過大都市的弊害を防除し、都市機能の整備改善に資し得るのみならず、近畿圏を打つて一丸とする多大の開發効果を期待し得ること必定である。

更に、古来わが国文化の中心たる京都・奈良・滋賀・和歌山等文化観光都市等の整備と、これを中心とする近畿觀光圏の総合的開発についても、今後觀光国策の新たなる観点に立つて、緊急の施策を必要とするものである。

すなわちこれにより、阪神工業地帯の健全にして秩序ある発展を図り、これを中軸として周辺地域の一体的開発を行なうと共に、文化觀光資源の保全活用に努め、広域經濟文化圏としての総合的かつ有機的な近畿圏の建設を促進することは、ひとくに、ますますその重要性を加えているが、反面において、産業人口の過度の集中傾向を助長し、いわゆる過大都市的様相を醸成するにいたり、首都東京と相並んで、交通、用

んたるのみならず、広くわが国経済の発展向上に寄与するところ、けだしきわめて大なるものがあると確信する。

よつて政府は、叙上の趣旨にかんがみ、この際、すみやかに近畿圏整備に関する画期の方策を確立し、これが強力な実施推進を図るため、行財政上必要な立法その他特段の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

右決議する。

〔拍手〕

ただいま決議案の冒頭において申しました通り、近畿は、関東と並んでわが国経済の中枢的地位を占め、今後の産業経済の発展にきわめて重要な役割をなっていることは、今さら贅言を要しないところであります。現に、その経済的比重を全国比について一、二例示いたしますならば、工業生産、商業取引額等においてそれぞれ全国の三〇%程度、貿易額においては実は五〇%の多さを占めているのであります。また、こうした端的な事例で見ても、近畿経済の消長が、現在及び将来におけるわが国産業経済の趨向に大きな影響を持つものであることはおぼつかないであります。

すなわち、これを要するに、高度に開発せられた阪神工業地帯と、今後一そな開発を必要とする周辺地域とを有機的に相結び、総合一体的な広域経済圏として健全な発展を期することが、近畿共通の至上命題であります。

翻つて、わが国経済の全般について見ましても、産業活動が大都市集中的において推移しますならば、東京における深刻な過大都市問題と同様に、用地、用水、交通、住宅、都市環境等あらゆる面において行き詰まりを来たすことは必定であります。この際、すみやかに、既成大都市の再開発による

都市機能の正常化と産業構造の改善等、抜本的な打開策を講ずることがあります。そのため、首都圏においては首都圏整備法、自余の低開発後進地域においては、それぞれ単独に地域

開発促進法が制定実施せられ、いずれも法的裏づけによってそれぞれの整備が行なわれておるにもかかわらず、ひとり近畿圏については今なおこのような特別の立法措置が講ぜられず、前述のより緊急の諸問題に対しても根本的な打開、解決の方途を確立するに至らないことは、まさしく政治の片手落ちであるといわざるを得ないのです。同時にまた、さきには

低開発地域工業開発促進法の制定を見、今また新産業都市建設促進法案が本国会に提出せられ、前述の全国的な地域格差の是正、安定的経済の発展に向かつて画期的方策が講ぜられるとしているときには、近畿圏においても、これらと関連のもとに独自の開発地域工業開発促進法の制定を行なうべきであるといふのであります。同時にまた、さきには

阪神工業地帯は、近畿経済の中核的拠点であります。近年來、わが國経済諸情勢の進展に伴いまして、産業人口が集中的に激増を来たし、現状は、特に阪神工業地帯は、近畿経済の開発をなすにあたって、阪神工業地帯と、今後一そな開発を必要とする周辺地域とを有機的に相結び、総合一体的な広域経済圏として健全な発展を期することとなり、勢いここに人口が偏在し、地が近畿共通の至上命題であります。

翻つて、わが国経済の全般について見ましても、産業活動が大都市集中的において推移しますならば、東京における深刻な過大都市問題と同様に、用地、用水、交通、住宅、都市環境等あらゆる面において行き詰まりを来たすことは必定であります。この際、すみやかに、既成大都市の再開発による

はかるべく、今や国策の最重点として取り上げておるのであります。すなわち、これがため、首都圏においては首都圏整備法、自余の低開発後進地域においては、それぞれ単独に地域開発促進法が制定実施せられ、いずれも法的裏づけによってそれぞれの整備が行なわれておるにもかかわらず、ひとり近畿圏については今なおこの

ように、これを中心として広く近畿觀光圏の総合的開発を行なうことが、近時ますます重きを加えつつある觀光開拓を進上特に緊要であると思うのであります。

このような情勢に対応いたしました。昨年以來、近畿各府県並びに主要都市の熾烈な要望にこたえ、近畿圏の整備開発に関する立法措置とともに、これに基づく計画の策定、実施について特に政府の善処を要望したのであります。が、昭和三十七年度においては諸般の事情により、一応これを見送る余儀なきに至りました。ただ幸いにして、懸案の阪神高速道路公団の新設、水資源開発公団による淀川水系の開発、地盤沈下、高潮対策の強化等、緊急の諸事業が本格的に実施の緒につくことに相なつておられます。しかしながら、これらの事業は近畿圏全域にわたり、阪神工業地帯とその周辺外郭地域を打って一丸とする産業立地の整備、観光資源の開発等、総合的な計画の具体化と相俟つて、初めて広域経済文化圏としての一体的機能を発揮し得るものであり、十全な開発効果をもたらしうるものであることを確信いたしております。すなわち、この際、近畿住民の合言葉となつておる「近畿は一つ」という年来の願望にこたえ、国の施策として強力にこれを打ち出していかなければならぬと思うのであります。

以上のような從来の経緯と緊急な事態にかんがみまして、政府は、昭和三十八年度を契機として、近畿圏整備に関する行政機構の確立、整備計画の策定、実施等につき立法上、予算上その特段の措置を講じ、もつて総合的にして有機的な近畿経済圏の建設に資するとともに、広くわが国全体としての経済の発展、民生の向上に寄与するよう方全の配慮を行なわれることを要請し、ここに院議をもつて決議を行なわんとするものであります。何

とぞ満堂の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本決議案につき、討論の通告がござりますから、これを許します。肥田次郎君。

〔肥田次郎君登壇〕

○肥田次郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました近畿圏整備に関する決議案について、賛成の討論を行ないたいと存じます。(拍手)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県あるいは和歌山県は、由来五畿内と称されて、いにしえよりわが國文

字が最も大切なことであります。このたために政府は積極的に資金を投入されたこと、これがまず第一の要点であります。また、東京における過大都市の轍を踏んではならないことは、これはもう申すまでもありません。近畿地方に既存する交通網を十分分配慮に入れて分散都市の理想的実現をこそ望んでやまないであります。

さらに、都市の美化と生活環境の問題は、都市が工業化するにつれてよい問題になつて参ります。問題は、都市の工業化によって美化と生活環境の向上が損壊をされるということでありまして、京滋地域あるいは奈良地方におけるところの祖先継承の文化地帶は、これまでの時代推移の中につけてもいさざかも退歩することなく、今や近畿六府県は、面積において約二万七千三百平方キロメートル、人口に至つては一千四百万人をこえて、わが國經濟發展上ますます重要な立場に立たされておる反面、ようやく過大都市の様相を帯びるに至つたのであります。そういうときにおきまして、今日の近畿圏整備決議は実はおそきに失したことわざる殘念に思うのであります。

以上、若干の意見を付加いたしまして賛成討論を終わりますが、この決議が院の総意によつて魂の入つた決議となり、すみやかに実現されることを強く望んでやまない次第であります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

これは地下水の過度使用によることが保有するところの二百七十五億トン、年間流量にいたしまして二十九億トン、水を余すところなく活用して、そうして完全な給水と地盤沈下を防ぐことが最も大切なであります。このためには常に政府は積極的に資金を投入されたこと、これがまず第一の要点であります。

また、東京における過大都市の轍を踏んではならないことは、これはもう申すまでもありません。近畿地方に既存する交通網を十分分配慮に入れて分散都市の理想的実現をこそ望んでやまないであります。

さらに、都市の美化と生活環境の問題は、都市が工業化するにつれてよい問題になつて参ります。問題は、都市の工業化によって美化と生活環境の向上が損壊をされるということでありまして、京滋地域あるいは奈良地方におけるところの祖先継承の文化地帶は、これまでの時代推移の中につけてもいさざかも退歩することなく、今や近畿六府県は、面積において約二万七千三百平方キロメートル、人口に至つては一千四百万人をこえて、わが國經濟發展上ますます重要な立場に立たされておる反面、ようやく過大都市の様相を帯びるに至つたのであります。そういうときにおきまして、今日の近畿圏整備決議は実はおそきに失したことわざる殘念に思うのであります。

以上、若干の意見を付加いたしまして賛成討論を終わりますが、この決議が院の総意によつて魂の入つた決議となり、すみやかに実現されることを強く望んでやまない次第であります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

皆さんも御承知のように、関西には近畿の母ともいふべき琵琶湖といふ天守の水源を保有しております。近畿の発展は琵琶湖より発達したのであります。従つて、このわが国にその比を知らない天守の条件がまさ第一に生かされなくてはならないと思ふのであります。大阪、神戸における工業地帯の地盤沈下の問題が最近やかましくいわれておりますが、地盤沈下の問題は、

日程第一 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等の非課税に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等の非課税に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

右の内閣提出案は本院において可決した。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

昭和三十七年四月二十三日

衆議院議長 清瀬一郎殿

參議院議長 松野 鶴平

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等の非課税に関する法律案

昭和三十七年四月二十三日

民税の非課税

第二条 日本国の居住者又は内国法

人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。）について当該外国において道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下同じ。）、事業税又は市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下同じ。）に相当する税を課さない場合には、都道府県又は市町村は、当該外国（政令で指定するものに限る。）の居住たる個人又は法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に源泉があるものに対しては、その道府県民税、事業税又は市町村民税を課することができない。

第三条 前二条に規定するものほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の外国船舶の所得税等免除に関する法律（以下「旧法」といふ。）により所得税又は法人税及び事業税の免除を受けることができた所で、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に關する法律（以下「新法」といふ。）により所得税又は法人税及び事業税の免除を受けることとしておりましたが、今後は、船籍のいかんを問わず、相手国にある企業が運航する船について、免稅することとしています。
- 3 その他、地方税についても、従来規定了ある事業税のほか、道府県民税等

する法律を適用するものとした場合にこれららの税を課されることとなるものについては、旧法の規定は、各関係国につき、政令で定められており、この法律の施行後に日までは、この法律の施行後ににおいても、なおその効力を有する。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事鴨田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鴨田宗一君登壇〕

君。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事鴨田宗一君。

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決です。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（清瀬一郎君） 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国土調査促進特別措置法案

提出者 昭和三十七年四月十二日

相川 勝六 小枝 一雄
周東 英雄 北山 愛郎
滝井 義高 伊藤卯四郎

賛成者 安倍晋太郎外三十六名

国土調査促進特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的実施の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「国土調査事業」とは、次の各号に掲げる調査の事業をいう。

一 土地調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項に規定する地籍調査の基礎とするために行なう基準点の測量及び土地分類調査の基準の設定のための調査に係る基本調査で、国

3 土地調査事業十箇年計画には、政令で定めるところにより十箇年計画に基づいて実施する同条第一号に規定する基本調査又は同条第二号に規定する地籍調査と相まって特に緊急に実施することを必要とするものに限り、定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画を定めなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

日程第一 國土調査促進特別措置法案（相川勝六君外五名提出）

日程第三 工業用水法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

日程第四 輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

日程第五 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

日程第六 土地調査事業十箇年計画

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見をきいて、国土の総合的な開発、低開発地域における工業の開発又は農地の有効利

用若しくは開発その他土地の利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、昭和三十八年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」といふ。）の案を作成し、閣議の決定を求める。

(国土調査法の適用)

第四条 國土調査事業十箇年計画に基づいて実施する國土調査事業については、この法律に定めるもの

を除くほか、國土調査法の規定の適用があるものとする。この場合において、國土調査事業十箇年計画に基づいて実施する第二条第二

号に規定する地籍調査に関する法律は、同法第六条の三第一項中「前

条第一項」とあるのは「國土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百三十号)」と、「特

定計画」とあるのは「國土調査事業十箇年計画」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る國土調査法の規定を適用する。

(國土調査事業十箇年計画の実施)

第五条 政府は、國土調査事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(特定計画に関する規定の不適

(用)

2 國土調査法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後この法律の存続する間、適用しない。

3 昭和三十八年四月一日前に國土調査法第六条の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査につ

いては、同法第六条の三、第六条の四及び第九条の二の規定並びに

(國土調査法の規定)

は、同年四月一日以後は、適用しない。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開

発審議会の項中「及び國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)」

を「國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)及び國土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百三十号)」に改める。

(經濟企画庁設置法の一部改正)

5 經済企画庁設置法(昭和二十六年法律第百六十号)及び國土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第二百六十三号)の一部を改める。

第十四条第二十号ロを次のように改める。

ロ 國土調査法(昭和二十四年法律第二百六十三号)

年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(特定計画に関する規定の不適

(用)

2 國土調査法第六条の二の規定

は、昭和三十八年四月一日以後この法律の存続する間、適用しない。

3 昭和三十八年四月一日前に國土調査法第六条の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査につ

いては、同法第六条の三、第六条の四及び第九条の二の規定並びに

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は國土調査事業十箇年計画」を加える。

理 由

國土の開発及びその利用の高度化に資するため、國土調査事業十箇年計画を策定し、國土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

工業用水法の一部を改正する法律

案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月三十一日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎

(國土総合開発法の一部改正)

国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよう

に改める。

第一項(行)「起算して」を加え、同

項を同条第三項とし、同条第一項の二項に改め、「指定地域となつた日から」の下に「起算して」を加え、同

項を同条第三項とし、同条第一項の二項に次の一項を加える。

2 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の

用に供している者は、その地域における工业用水道の布設の状況、

その工业用水道による給水可能量

百四十六号)の一部を次のように改

正する。

第一項中「登録に寄与し、あわせて」を「登録と」に改める。

第二項第一項中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改め、「及び河川附近の土地」

(第五条第一項中「認めるときは、許可をしなければならない。」を「認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」に改め、同条第二項中「前項に規定する場合のほか」を

「前項の規定にかかわらず」に、「合計画」の下に「又は國土調査事業十箇年計画」を加える。

(第六条第一項中「認めるときは、許可をはしない」とする。)

第六条第一項中「その地域内の井戸」の下に「又はそのストレーナー」

の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るために緊急措置を定める。

第十四条 通商産業大臣は、予想

の必要があると認めるときは、使

用者に対し、相当の期間を定め、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることがで

きる。

第十五条 通商産業省令で定める

日から起算して一年間に限り、その

井戸について、そのストレーナー

の位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を

受けたものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

(第五条第一項中「前条第一項の通商産業省令を改

正する通商産業省令が施行された場合において、その改正に係る指

定地域内に、第三条第一項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」と

いい)、第二項の規定による許可井戸を除く)であつて改正後の通商

産業省令で定める技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可井戸に係る同項の許可は、その指定地域における

工業用水道による給水可能な量その他その指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘

察して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

第七条第一項中「以下「許可井戸」

といふ。)を削る。

第八条第一項中「合理的な利用」を

「保全」に改める。

第十一条第二号中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改める。

第十四条を次のように改める。

(使用者に対する緊急措置)

第十四条 通商産業大臣は、予想

の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るために緊急

措置を定める。

第十五条 通商産業省令で定める

日から起算して一年間に限り、その

井戸について、そのストレーナー

の位置及び揚水機の吐出口の断面

積により、第三条第一項の許可を

受けたものとみなす。

第十六条に次の一項を加える。

(第二十四条及び第二十五条第一項中「指定地域における地下水の水源

を改める。)

第十六条第一項中「前項第一項の通商産業省令を改

正する通商産業省令が施行された場合において、その改正に係る指

定地域内に、第三条第一項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」と

いい)、第二項の規定による許可井戸を除く)であつて改正後の通商

産業省令で定める技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可井戸に係る同項の許可は、その指定地域における

工業用水道による給水可能な量その他その指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘

察して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

第七条第一項中「以下「許可井戸」

といふ。)を削る。

第八条第一項中「合理的な利用」を

「保全」に改める。

第十一条第二号中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改める。

第十四条を次のように改める。

(使用者に対する緊急措置)

第十四条 通商産業大臣は、予想

の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るために緊急

措置を定める。

第十五条 通商産業省令で定める

日から起算して一年間に限り、その

井戸について、そのストレーナー

の位置及び揚水機の吐出口の断面

積により、第三条第一項の許可を

受けたものとみなす。

第十六条に次の一項を加える。

の合理的な利用を確保するために「この法律を施行するため」に改めを「この法律を施行するため」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(国等の援助)

第二十五条の二 国及び地方公共団体は、許可井戸に代えて工業用水道を利用するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十八条第二号中「第十三条」の下に又は第十四条を加える。

第二十九条第一号中「第六条第二项」を「第六条第三項」に改める。

附 則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して四月をとえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用水法(以下「法」という。)第三条第一項に規定する指定地域内において、改正後の法第二条第一項の井戸(以下「井戸」という。)であつて揚水機の吐出口の断面積が二十平方センチメートル以下のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法(明治二十九年法律第七十一号)により河川附近の域となつた日」とあるのは、「工業

土地の区域内の井戸(前項に規定するものを除く。)であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が法第五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法による河川附近の土地の区域内の井戸(附則第二項に規定するものを除く。)であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能な他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間に限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第六条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者に準用する。

この場合において、改正後の法第六条第三項中「その地域が指定地」とあるのは、「工業

用水法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一号)の施行の日」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する改正後の法第六条第三項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出せられた者は、三万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科す。

8 輸出契約の相手方の破産者は、当該相手方の責めに歸すべき相手等」という。)である場合において、当該相手方が当該輸出契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに歸すべき相手等」という。)を「外国政府等」に改めること。

9 輸出契約の相手方の破産者は、当該相手方の責めに歸すべき相手等」という。)を「外国政府等」に改めること。

10 輸出保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決する。

昭和三十七年三月三十日 参議院議長 松野 鶴平

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決して三十日を経過した日から施行する。

昭和三十七年三月三十日 参議院議長 清瀬一郎殿

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決して三十日を経過した日から施行する。

昭和三十七年四月十三日 参議院議長 松野 鶴平

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決して三十日を経過した日から施行する。

昭和三十七年四月十三日 参議院議長 清瀬一郎殿

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決して三十日を経過した日から施行する。

は輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号までに改め、同条に次の二号を加える。

八 輸出契約の相手方が外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下「外国政府等」という。)である場合において、当該相手方が当該輸出契約を一方的に破棄したこと。

九 輸出契約の相手方の破産者は、当該相手方の責めに歸すべき相手等」という。)を「外国政府等」に改めること。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

〇白瀬仁吉君登壇 「報告書は本号末尾に掲載」

第九条中「理事一人」を「理事四人以内」に改める。

第二十一条第二号中「その達成が確実である」を「その達成の見込みがある」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

〇白瀬仁吉君登壇 「報告書は本号末尾に掲載」

九八二

二十四日、質疑を終了、引き続き採決しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。なお、本案のよう、国土調査のための母法がある場合は、法の運用について万全を期すべしとの強い意向がありましたことを申し添えます。

次に、工業用水法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、地盤沈下地帯における地盤沈下による被害が漸次増大している実情にかんがみ、本案は地下水のくみ上げの規制をさらに強化し、地盤沈下の防止を一そく効果的に目的をもつて提出されたもので、そのおもな内容は次の通りであります。

第一に、現行法では、地盤沈下防止が副次的な目的となつておるのであります。これを工業の健全な発達と並べて主目的の一つとしたことであります。

第二に、許可を受けなければならぬ井戸の範囲を拡大したことや既設の井戸は、原則として禁止することといたしております。

第三に、許可基準に適合しない既設の道路、国等の助成措置などについて、規定を設けております。

本案は、去る三月三十一日当委員会に付託され、四月三日提案理由の説明を聴取し、同二十日質疑を終了、四月二十四日、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

輸出振興策の一環として、輸出保険制度の果たすべき役割は今後一そく重要となりますので、この制度をさらに強化しようとして、本改正案が提出されたのであります。

その内容は、普通輸出保険について、輸出契約相手方たる外國政府等の一方の破壊によつて輸出ができなくなつたための損失を填補することとしたいたしましたのであります。いわゆる船積み前による信用危険にまで保険の対象を拡大しよとするものであります。

本案は、三月三十日当委員会に付託され、四月三日提案理由の説明を聴取し、二十五日に至り、質疑を終了して、二十五日をもつて原案の通り可決いたしました。

【賛成者起立】
○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、四案とも委員長報告の通り可決いたしました。

【附録】
○議長(清瀬一郎君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第六 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。

会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(清瀬一郎君) 委員長報告をとするとするものであります。

第一項の次に次の一項を加える。

第一項の規定するもののほか、大型免許の運転免許試験は、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けおり(第一百二条第二項第二号又は第三号の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く)、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の者でなければ、受けることができない。

【渡海元三郎君登壇】

〔報告書は本号末尾に掲載〕

【議長退席、副議長着席】

【附録】
1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に二十一歳に満たない者又は自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しない者でこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」といふ。)第八十四条第一項の規定により大型免許を受けているものは、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」といふ。)第八十四条第一項の規定により大型免許を受けているものは、

本法は、近來とみに激増せる大型自動車による交通事故を防止しようとするものであります。その主旨は、第1章の大型免許の運転免許試験は、普通免許等一定の免許を受けており、から二十二才に引き上げたこと、第二章の大型免許の運転免許試験は、普通免許等一定の免許を受けており、かつ、それらの自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければ受けることができるものとしたことであります。

本案は、四月二日当委員会に付託され、四月十日安井国務大臣より提案理由の説明を聞き、審査を続けて参った道府県公安委員会が当該免許について付した条件で現にその効力を譲ります。

本案は、四月十三日当委員会に付託され、同月二十四日提案理由の説明を聴取し、昨二十五日、質疑を終了しましたところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党的三党共同提案により、本案の規制を受ける大型自動

最後に、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

【附録】
右
国会に提出する。
昭和三十七年四月一日
内閣総理大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 池田 勇人
道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を改正する法

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

【附録】
○議長(清瀬一郎君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

【附録】
右
国会に提出する。
昭和三十七年四月一日
内閣総理大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 池田 勇人
道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を改正する法

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

【附録】
右
国会に提出する。
昭和三十七年四月一日
内閣総理大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 池田 勇人
道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を改正する法

大型自動車による交通事故の増加の状況にかんがみ、大型自動車免許の欠格事由及び受験資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

車の範囲並びに運転の資格に關し、制限を実情に即するよう緩和、合理化し、あわせて大型自動車の運行を直接管理する者に対し、この新設された制限規定を順守する義務を課す等の修正案が提出され、小澤委員よりその趣旨説明が行なわれた後、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって、本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

正案が提出され、小澤委員よりその趣旨説明が行なわれた後、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって、本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

〔参照〕
道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

道路交通法の一部を改正する法律案の一部を改定する法律

第八十九条第一項第五号中「第三項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第九十条第一項第五号中「第三項」を「第二号又は第三号」に改める。

第八十九条及び第九十条の改正に関する部分を次のように改める。

第六十七条中「前二条」の下に「又は第八十五条第三項」を加える。

第七十一条各号列記以外の部分中「及び前二条」を「前二条及び第八十五条第三項」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

3 大型自動車の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、大型自動車の運転者に第八十五条第三項の規定に違反して大型自動車を運転することを命じ、又は大型自動車の運転者が同条同項の規定に違反して大型自動車を運転することを容認してはならない。

〔二〕 第八十五条第三項中「前二项」を

「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決します。本件の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

3 大型免許を受けた者で、二十一年歳に満たないもの又は大型免許、普通免許、特殊免許若しくは三輪免許によつて運転することができることはできない。

第八十五条に次の付記を加える。
(罰則) 第三項については第八十条八条第一項第五号、第一百二十二条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第八十八条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第九十六条第一項中「第一百三条第二項」の下に「第二号又は第三号」を加える。

第一百一十八条第一項に次の二号を加える。

五 第八十五条(第一種免許)第三項の規定に違反した者

百二十二条第一項中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第五号」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律の施行の際現に大型免

許を受けている者については、こ

の法律による改正後の第八十五条

第三項の規定は、適用しない。

第六章 雑則(第二十六条—第三十一条)

第七章 討則(第三十二条—第三十六条)

附則

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決します。本件の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

歳に満たないものは、前二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転することはできない。

第八十五条に次の付記を加える。

(罰則) 第三項については第八十条

八条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第八十六条第一項中「第一百三条第二項」の下に「第二号又は第三号」を加える。

第一百一十八条第一項に次の二号を加える。

五 第八十五条(第一種免許)第三項の規定に違反した者

百二十二条第一項中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第五号」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律の施行の際現に大型免

許を受けている者については、こ

の法律による改正後の第八十五条

第三項の規定は、適用しない。

第六章 雑則(第二十六条—第三十一条)

第七章 討則(第三十二条—第三十六条)

附則

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決します。本件の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

歳に満たないものは、前二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転することはできない。

第八十五条に次の付記を加える。

(罰則) 第三項については第八十条

八条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第八十六条第一項中「第一百三条第二項」の下に「第二号又は第三号」を加える。

第一百一十八条第一項に次の二号を加える。

五 第八十五条(第一種免許)第三項の規定に違反した者

百二十二条第一項中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第五号」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律の施行の際現に大型免

許を受けている者については、こ

の法律による改正後の第八十五条

第三項の規定は、適用しない。

第六章 雑則(第二十六条—第三十一条)

第七章 討則(第三十二条—第三十六条)

附則

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決します。本件の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

こと等により、大気の汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

第三条 ばい煙又は特定有害物質を大気中に排出する者は、その処理を適切にすること等により、大気が清浄に保たれるように努めなければならない。

第二条 この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じん又は亞硫酸ガス若しくは無水硫酸をいふ。

第二条 この法律において「ばい煙」の排出を規制する地域は、ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある場合において、当該汚染の原因となるばい煙発生施設が集合して設置されている地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与える、又は与えるおそれがあると認められる地域について、政令で定める。

第二条 指定地域及び排出基準(指定地域の指定)

第四条 この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある場合において、当該汚染の原因となるばい煙発生施設が集合して設置されている地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与える、又は与えるおそれがあると認められる地域について、政令で定める。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、

前項の排出基準を定めるときは、
当該排出基準を公示しなければな
らない。これを変更し、又は廃止

するときも、同様とする。
(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域内において発生するばい煙
を排出する者(以下「ばい煙排出
者」という。)は、当該ばい煙排出
施設に係る排出基準を遵守しなけ
ればならない。

(大気汚染状況の監視)
第七条 都道府県知事は、指定地域
の指定があつたときは、当該指定
地域に係る大気の汚染の状況を常
時監視しなければならない。

第三章 ばい煙発生施設

(設置の届出)

第八条 指定地域内においてばい煙
を排出する者は、ばい煙発生施設
を設置しようとするときは、あら
かじめ、厚生省令、通商産業省令
で定めるところにより、次の事項
を都道府県知事に届け出なければ
ならない。

一 氏名
二 工場又は事業場の名称及び所
在地
三 ばい煙発生施設の種類
四 ばい煙発生施設の構造
五 ばい煙発生施設の使用の方法
六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出をしよう
とする者は、当該ばい煙発生施設
に係るばい煙濃度に関する規定によ
る届出をしようとする説明書

その他厚生省令、通商産業省令で
定める書類を添えて、届け出なけ
ればならない。

(経過措置)

第九条 一の地域が指定地域となつ
た際現にその地域内にばい煙発生
施設を設置している者(設置の工事
をしている者を含む。以下この条
において同じ。)であつてばい煙を
排出するもの又は一の施設がばい
煙発生施設となつた際現に指定地
域内にその施設を設置している者
であつてばい煙を排出するもの
は、当該地域が指定地域となつた
日又は当該施設がばい煙発生施設
となつた日から三十日以内に、厚
生省令、通商産業省令で定めると
ころにより、前条第一項各号に掲
げる事項を都道府県知事に届け出
なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規
定による届出に準用する。
(ばい煙発生施設の構造等の変更
の届出)

第十一条 第八条第一項又は前条第一
項の規定による届出をした者は、
その届出に係る第八条第一項第四
号から第六号までに掲げる事項の
変更をしようとするときは、あら
かじめ、厚生省令、通商産業省令
で定めるところにより、次の事項
を都道府県知事に届け出なければ
ならない。

一 氏名
二 工場又は事業場の名称及び所
在地
三 ばい煙発生施設の種類
四 ばい煙発生施設の構造
五 ばい煙発生施設の使用の方法
六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出をしよう
とする者は、当該ばい煙発生施設
に係るばい煙濃度による届出をしよう
とする者は、当該ばい煙濃度による
届出をしようとする説明書

(計画変更命令等)

第十二条 都道府県知事は、第八条
第一項又は前条第一項の規定によ
る届出があつた場合において、そ
の届出に係るばい煙発生施設に係
るばい煙濃度が当該ばい煙発生施
設に係る排出基準に適合しないと
認めるときは、その届出を受理し

た日から六十日以内に、その
届出をした者に対し、ばい煙発生
施設の使用の方法又はばい煙の処
理の方法の変更(前条第一項の規
定による届出に係るこれらの変更
の計画の廃止を含む。)を命ずるこ
とができる。

2 都道府県知事は、その届出に係
る事項の内容が相当であると認め
るとき、その他必要があると認め
るときは、前項の期間を短縮する
ことができる。

(使用開始の届出)

第十三条 第八条第一項又は第十条
第一項の規定による届出をした者
は、その届出に係るばい煙発生施
設又はばい煙処理施設の設置又は
施設の構造の変更に係る前条第一
項の規定による届出があつた場合
において、その届出に係るばい煙
を當該排出基準に適合させること
が著しく困難であると認めるとき
は、その届出を受理した日から六
十日以内に限り、その届出をした
者に対し、ばい煙発生施設の構造
に係る計画の変更(前条第一項
の規定による届出に係る当該計画
の廃止を含む。)又はばい煙発生施
設の設置に関する計画の廃止を命
ずることができる。

(氏名等の変更の届出)

第十四条 第八条第一項又は第九条
第一項の規定による届出をした者
は、その届出に係る第八条第一項
第一号又は第二号に掲げる事項に
変更があつたときは、その日から
三十日以内に、その旨を都道府
県知事に届け出なければなら
ない。

(承継)

第十五条 第八条第一項又は第九条
第一項の規定による届出をした者
からその届出に係るばい煙発生施
設を譲り受け、又は借り受けた者
は、当該施設に係る当該届出をし
た者の地位を承継する。

六十日を経過した後でなければ、
その届出に係るばい煙発生施設を
設置し、又はばい煙発生施設の構
造若しくは使用の方法若しくはば
い煙の処理の方法を変更してはな
らない。

2 第八条第一項又は第九条第一項
の規定による届出をした者につ
いて相続又は合併があつたときは、
相続人又は合併後存続する法人若
しくは合併により設立した法人
は、当該届出をした者の地位を承
継する。

3 前二項の規定により第八条第一
項又は第九条第一項の規定による
届出をした者の地位を承継した者
は、その日から三十日以内に、そ
の旨を都道府県知事に届け出な
ければならない。

(改善命令等)

第十六条 都道府県知事は、指定地
域内に設置されているばい煙発生
施設に係るばい煙濃度が当該ばい
煙発生施設に係る排出基準に適合
しないと認めるときは、当該ばい
煙排出者に対し、期限を定めて、
ばい煙発生施設の使用の方法、ば
い煙の処理の方法又はばい煙発生
施設の構造の改善を命ずることが
できる。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる命令を受けた者が、当該命令
に従わない場合には、当該ばい煙
発生施設の使用の一時停止を命ず
ることことができる。

3 前二項の規定は、第九条第一項
の規定による届出をした者の当該
届出に係るばい煙発生施設につ
ては、同項に規定する指定地域と
なつた日又はばい煙発生施設とな
つた日から二年間は、適用しな
い。ただし、当該地域が指定地域
となつた際その者に適用され
る地方公共団体の条例の規定で第一
項の規定に相当するものがある

昭和三十七年四月二十六日 衆議院会議録第四十一号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案

九八五

場合及びその者が第十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出をした日から六十日を経過した場合は、この限りでない。

(ばい煙濃度の測定)

第十七条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

(使用の廃止の届出)

第十八条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の事故時の措置等)

第十九条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設について、故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度が該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないばい煙を排出し、又は排出するそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項に規定する事項が発生した場合において、その事故が厚生省令、通商産業省令で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙濃度の測定

るばい煙排出者は、すみやかに、その事故の状況、その事故について講じ、又は講じようとする応急の措置の方法並びにその事故についての復旧工事の方法及び完了の予定を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故についての復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十六条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、当該施設の復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。

(特定有害物質に関する事故時の措置)

第二十条 工場又は事業場に設置されている特定有害物質を発生する施設(以下「特定施設」という。)において、前項に規定する特定有害物質を排出する特定有害物質を排出する者(以下「特定有害物質排出者」という。)は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定有害物質が多量に排出されるときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事態が発生した場合において、他の都道府県の指定地域において、前項に規定する措置をとることを求めることができる。

(第五章 和解の仲介)

(和解の仲介の申立て)

第二十二条 ばい煙発生施設又は特定施設において发生し、大気中に排出されたばい煙又は特定有害物質による被害について、損害賠償に係る紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

(仲介員名簿の作成)

2 都道府県知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の地域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質排出者に対し、その事務の拡大及び再発の防止に必要な

措置を講ずることを勧告することができる。

(緊急時における都道府県知事の措置)

第二十一条 都道府県知事は、霧が持続的に発生したことにより、指

定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合であつて、厚生省令、通商産業省令で定めるときは、その事態を一般に周知せるとともに、指定地内においてばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少

について協力を求めなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項に規定する事態が発生した場合において、他の都道府県の指定地域において、前項に規定する措置をとることを求めることができる。

(仲介員の指定)

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員五人以内を指定しなければならない。

(適用除外)

2 前項の場合において、電気に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号。以下「旧電気事業法」という。)の適用を

2 第二十五条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(第六章 雜則)

2 第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

(立入検査)

2 第二十七条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等

2 前項の仲介員候補者は、一般公衆を代表する者及び産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(報告の徴収)

第二十七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対し、そのばい煙発生施設の状況、ばい煙の処理の方法若しくはばい煙濃度又は特定施設の事故の状況若しくは事故時の措置に関し報告をさせることができるものとし、

2 第二十四条 都道府県知事は、第二十二条の規定による申立てがあつたときは、前項第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

(仲介員の任務)

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員五人以内を指定することができる。

(適用除外)

2 第二十八条 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号。以下「旧電気事業法」という。)の適用を

2 第二十九条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(第六章 雜則)

2 第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

(立入検査)

2 第二十七条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等

2 第二十三条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならぬ。

3 第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査のため認められたものと解釈してはならない。

3 第二十九条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等

に関する資料の送付その他の協力を求めることができる。

(國の援助)

第三十条 国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第三十一条 国は、ばい煙及び特定有害物質の処理に関する技術並びに大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気の汚染の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第七章 罰則
第三十二条 第十一条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽を届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

三 第十七条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

昭和三十七年四月二十六日 衆議院会議録第四十一号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案

四 第二十六条第一項の規定によくした者

る検査を拒み、妨げ、又は忌避をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第五条ただし書中「又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条

第三条第三項、第十八条又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号中

「及び鉛水」を、「鉛水及び鉛煙」に改め、同項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 公共の危害の防止のた

めにするばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年四月二十六日 衆議院会議録第四十一号 ばい煙の排出の規制等に関する法律案）

年法律第...号) 第二条第四項に規定するばい煙処理施設で自治省令で定めるもの

(中小企業振興資金等助成法の一
部改正)

3 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一
部を次のように改正する。

和三十一年法律第百十五号）の一
部改正)

第五条ただし書中「又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条

第三項に規定する污水処理施設を、「工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第三項に規定する污水処理施設又はばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第二号）第二条第三項に規定する污水処理施設又はばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第二号）第二条第四項に規定するばい煙処理施設」に改める。

第六章 理由

近時、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙が大気を汚染し、人の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしつつある事情にかんがみ、一定の地域について、ばい煙の排出基準を設け、及びその規制について必要な措置を講ずるとともに、大気の汚染に関する紛争の解決に資するため、和解の仲介の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この要旨について申し上げますと、その要旨について申し上げますと、第一に、ばい煙による大気汚染が著しく地域を指定区域として政令で定める

こと、第二に、工場、事業場に設置さ

れる施設のうちから、ばい煙を多量に

発生する施設をばい煙発生施設として

行政令で指定すること、第三に、ばい煙

の排出を規制するために、厚生大臣及

府県知事にゆだねること、第四に、指

定区域内においては、ばい煙発生施設を新增設または改造する場合には、都道府県に事前届け出の制度を採用

め、この基準による取り締まりを都道

府県にゆだねること、第四に、指

定区域内においては、ばい煙発生施設を新增設または改造する場合には、都

道府県に事前届け出の制度を採用

めにします。

第五に、ばい煙等についての事故

時に、必要な改善を命じ得ること

と、第五に、ばい煙等についての事故

時に措置及びスマッグの発生による緊急時の措置についての所要の規定を設けること、第六に、大気汚染による被害に關する紛争処理を合理的に解決するため、都道府県知事による和解の仲介制度を設けるほか、ばい煙発生施設の整備の促進について、ばい煙処理施設に対する固定資産税の免除及び中小企業近代化資金貸付制度の活用をはかることがあります。

申し上げます。

近年、産業の急速な発展と、その都

市集中化に伴つて、主要な工業都市に

おいては、工場、事業場から排出され

るばい煙等によって大気が著しく汚染

され、公衆衛生上の見地から放置でき

ない事態に立ち至つております。本法

案は、かかる実情にかんがみ、工場や

事業場における事業活動に伴つて発生

するばい煙等の処理を行なうこ

とによって、大気汚染による公衆衛生

上の危害を防止して、生活環境の保全

と産業の健全な発展との調和をはかる

とともに、大気汚染に関する紛争を円

満に解決するための制度を設けること

を目的として提出されたものであります。

本法案は、四月十日本会議において

趣旨説明が行なわれ、同日当委員会に付託され、自來審議が開始されたのであります。

ござりますが、去る二十四日商工委員会において質疑を終了いたしました。

終了後、自民、社会、民社の三派

共同提案にかかる次の修正案が提出さ

れ、中山委員より趣旨の説明がありま

した。その要旨は、都道府県知事が、

この法律の規定により、その権限に属する事務の一部を市の長に委任できる

こととすることとあります。次いで、

採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました次

第あります。

なお、本案には三派共同にかかる附

帶議決を付することに決しましたが、

その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔小沢辰男君登壇〕

または廃止を命じ得るほか、現に当該地域のばい煙発生施設から排出基準に合わない多量のばい煙を排出している法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、産業の急速な発展と、その都

市集中化に伴つて、主要な工業都市に

おいては、工場、事業場から排出され

るばい煙等によって大気が著しく汚染

され、公衆衛生上の見地から放置でき

ない事態に立ち至つております。本法

案は、かかる実情にかんがみ、工場や

事業場における事業活動に伴つて発生

するばい煙等の処理を行なうこ

とによって、大気汚染による公衆衛生

上の危害を防止して、生活環境の保全

と産業の健全な発展との調和をはかる

とともに、大気汚染に関する紛争を円

満に解決するための制度を設けること

を目的として提出されたものであります。

本法案は、四月十日本会議において

趣旨説明が行なわれ、同日当委員会に付託され、自來審議が開始されたのであります。

ござりますが、去る二十四日商工委員会において質疑を終了いたしました。

終了後、自民、社会、民社の三派

共同提案にかかる次の修正案が提出さ

れ、中山委員より趣旨の説明がありま

した。その要旨は、都道府県知事が、

この法律の規定により、その権限に属する事務の一部を市の長に委任できる

こととすることとあります。次いで、

採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました次

第あります。

なお、本案には三派共同にかかる附

帶議決を付することに決しましたが、

その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔報告書は本文末尾に掲載〕

〔参考〕

ばい煙の排出の規制等に関する法

律案に対する修正案(委員会修正)

ばい煙の排出の規制等に関する法

律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二

条」に、「第三十二条」を「第三十三

条」に、「第三十六条」を「第三十七

条」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条づつ繰り下げ、第六章中第三十一条の次に次の条を加える。

(事務の委任)

第三十二条 都道府県知事は、この法律の規定によりその権限に属する事務で政令で定めるものを、政

令で定める市長に委任すること

ができる。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

第一条 行政事件訴訟法(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第八、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第八 行政事件訴訟法案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第八、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第八、行政事件訴訟法案、日程第九、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等

<p>右 国会に提出する。 昭和三十七年一月三十一日 内閣総理大臣 池田 勇人</p>	<p>行政事件訴訟法 第一章 総則(第一条～第七条) 第二章 抗告訴訟 第一節 取消訴訟(第八条～第 三十五条)</p>	<p>第三章 当事者訴訟(第三十九 条～第四十一条) 第四章 民衆訴訟及び機関訴訟 (第四十二条～第四十三 条)</p>	<p>第五章 補則(第四十四条～第四 十五条)</p>	<p>附則 第一章 総則 (この法律の趣旨)</p>	<p>第一条 行政事件訴訟については、 他の法律に特別の定めがある場合 を除くほか、この法律の定めると ころによる。</p>	<p>(行政事件訴訟)</p>
---	--	--	---------------------------------	------------------------------------	--	-----------------

〔抗告訴訟〕

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に關する不服の訴訟をいう。

二 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他の公権力の行使に當たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」といふ。)の取消しを求める訴訟をいう。

三 他の公権力の行使に當たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」といふ。)の取消しを求める訴訟で、選挙人たる資格その他の自己の法律上の利益にかかるもので提起するものをいふ。

〔民衆訴訟〕

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、國又は公共團體の機関相互間における権限の存否又はその行使に關する紛争についての訴訟をいう。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

二 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)訴訟手続を中止することができる。

一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないとつ

き正当な理由があるとき。

(機関訴訟)

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、國又は公共團體の機関相互間ににおける権限の存否又はその行使に關する紛争についての訴訟をいう。

(この法律に定めがない事項)

第七条 行政事件訴訟に關し、この法律に定めがない事項について

は、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求との關係)

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審

査請求をることができる場合に

おいても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に當該処

分についての審査請求に対する裁

決を経た後でなければ処分の取消

しの訴えを提起することができな

い旨の定めがあるときは、この限

りでない。

2 前項ただし書の場合においても、

次の場合の一に該当するときは、裁

決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないとつ

き正当な理由があるとき。

二 処分の取消しの訴えとその処分

についての審査請求を棄却した裁

決の取消しの訴えとを提起するこ

とができる場合には、裁決の取消

3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)訴訟手続を中止することができる。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分又は裁決をすべきにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

(当事者訴訟)

第六条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律關係を確認し又は形成する処分又は裁

決に關する訴訟で法令の規定によ

りその法律關係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律

關係に關する訴訟をいう。

(取消しの理由の制限)

第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に關係のない違法

を理由として取消しを求めるこ

とができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分

についての審査請求を棄却した裁

決の取消しの訴えとを提起するこ

とができる場合には、裁決の取消

しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。
(被告適格)
 第十一条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政府を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政府を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政府の権限が他の行政府に承継されたときは、その行政府を被告として提起しなければならない。

2 前項の規定により被告とすべき行政府がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関連する請求をもつて提起することができる。

4 第一項及び前項の期間は、処分に該当する請求(以下「関連請求」といふ)に係る訴訟と次の各号の一に該当する請求(以下「関連請求」といふ)に係る訴訟とが各別に裁判所に係属する場合において、相

当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を了した者については、これに対する裁決が高裁判所であると

することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であると

きは、この限りでない。

1 当該処分又は裁決に關連する原状回復又は損害賠償の請求

2 当該処分とともに一個の手続を構成する他の処分の取消しの請求

3 当該処分に係る裁決の取消しの請求

4 当該裁決に係る処分の取消しの請求

5 当該処分又は裁決の取消しを請求する他の請求

6 その他当該処分又は裁決の取消しを請求する他の請求

7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができ

る。又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政府が誤つ

て審査請求をることができる旨

を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知つた日又

は、裁決の日から起算する。

(被告を誤つた訴えの救済)

第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することは許すことができる。

2 前項の決定は、書面でするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守について、新たに訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。

5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

(請求の客観的併合)

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟ととする場合に限り、共同訴訟とができる。

(共同訴訟)

第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、その訴訟に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、

第十六条第二項の規定を準用する。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(第三者による請求の追加的併合)

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、

第十六条第二項の規定を準用する。

(原告による請求の追加的併合)

第二十条 前条第一項の規定に准用する。

(訴えの変更)

第二十一条 裁判所は、取消訴訟に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更するところが相当であると認めると、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの意見をきかなければならない。

九八九

4 訴えの変更を許す決定に対してもは、即時抗告することができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

第二十二条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者的意見をきかなければならぬ。

三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者について、民事訴訟法第六十二条の規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第六十八条の規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

第二十三条 裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該

行政庁の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第六十九条の規定を準用する。

(職権証拠調べ)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならぬ。

(執行停止)

第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

4 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経ないでできる。ただし、裁判所は、前項の決定をするに

し、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

6 第二項の申立てに対する決定に對しては、即時抗告することができる。

7 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

8 第二項の執行停止の取消しは、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

9 第二項の執行停止の決定をした後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

10 第二項の申立てに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の申立てに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の申立てに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

(裁量処分の取消し)

第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

3 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができない。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経ないでできる。ただし、裁判所は、前項の決定をするに

決定をしているときは、これを取引消さなければならない。

6 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の當会において国會にこれを報告しなければならない。

7 第二項の決定に対する即時抗告は、終局判決前に、判決をもつて処分又は裁決が違法であることを宣するには、前項の判決を引用することができる。

8 裁判所は、相当と認めるときに対しても述べなければならない。

9 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の當会において國會にこれを報告しなければならない。

10 第二項の執行停止等の管轄裁判所

第二十八条 執行停止は、この決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

2 前項の申立てに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分の取消し)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができない。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経ないでできる。ただし、裁判所は、前項の決定をするに

これが公共の福祉に適合しないと認めるとときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合に、は、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

6 第一項の規定は、申請に基づいて申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁決をしなければならない。

7 第一項の規定は、申請に基づいて申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を認容した裁判が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

8 第一項の規定は、執行停止の決

(第三者の再審の訴え)
第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができるが、この場合に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならない。

3 前項の期間は、不变期間とす

4 第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十五条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に対し、又はそれらの者のために、効力を有する。

第二節 その他の抗告訴訟
(無効等確認の訴えの原告適格)
第三十六条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達すること

ができるものに限り、提起することができる。
(不作為の違法確認の訴えの原告適格)
第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一一条から第二十四条まで、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟に準用する。

2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをそのままの処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3 第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えに準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

(出訴の通知)

第三章 当事者訴訟

(訴えの提起)

第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合について、法律に定める者に限り、提起することができる。

2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

第四十五条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第六十九条の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に限り、提出することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)

第三十九条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定により訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点に關し第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判に関し第三十五条の規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるもその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は裁決

を除了、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(行政事件訴訟特例法の廃止)

第二条 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)以下「旧法」という。は、廃止する。

(経過措置に関する原則)

第三条 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

2 第十五条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

(仮処分の排除)

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)

3 民衆訴訟又は機関訴訟

の執行に當たる行為については、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

2 第四十一条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)

第四十一条 第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

2 第二十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(訴願前置に関する経過措置)

第四十五条 法令の規定により訴願をすることができる処分又は裁決であつて、訴願を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものに取消訴訟の提起については、この法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

2 第四十六条の規定は、この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間に關する経過措置

のものについては、第九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に關する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(行政事件訴訟特例法の廃止)

第二条 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)以下「旧法」という。は、廃止する。

(経過措置に関する原則)

第三条 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

2 第十五条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

(仮処分の排除)

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)

3 民衆訴訟又は機関訴訟

の執行に當たる行為については、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

2 第二十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(訴願前置に関する経過措置)

第四十五条 法令の規定により訴願をすることができる処分又は裁決であつて、訴願を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものに取消訴訟の提起については、この法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

2 第四十六条の規定は、この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間に關する経過措置

のものについては、第九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に關する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の規定

による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三十日をこえることができない。

2 この法律の施行の際に旧法第五条第三項の期間が進行している处分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、处分又は裁決があつた日を基準とするものについては、なお従前の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置)

第八条 取消訴訟以外の抗告訴訟で、この法律の施行の際に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお従前の例によること。

2 附則第五条の規定は、处分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に準用する。

(当事者訴訟に関する経過措置)

第九条 第三十九条の規定は、この法律の施行後に提起される当事者訴訟についてのみ、適用する。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)

第十一条 民衆訴訟及び機関訴訟のうち处分又は裁決の取消しを求めるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、处分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。

による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三十日をこえることができない。

2 この法律の施行の際に旧法第五条第三項の期間が進行している处分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、处分又は裁決があつた日を基準とするものについては、なお従前の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

(取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置)

第八条 取消訴訟以外の抗告訴訟で、この法律の施行の際に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお従前の例によること。

2 附則第五条の規定は、处分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に準用する。

(当事者訴訟に関する経過措置)

第九条 第三十九条の規定は、この法律の施行後に提起される当事者訴訟についてのみ、適用する。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)

第十一条 民衆訴訟及び機関訴訟のうち处分又は裁決の取消しを求めるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、处分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。

(処分の効力等を争点とする訴訟に関する経過措置)

第十二条 第三十九条の規定は、この法律の施行の際に係属している私法上の法律関係に関する訴訟については、この法律の施行後に新たに処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われるに至った場合にのみ、準用する。

理由

現行の行政事件訴訟特例法には解釈上幾多の疑義があるとともに、行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との関連についての考慮が十分でないうらみがあるため、その運用の面においても幾多の困難を生じている現状にかんがみ、これらの疑義を陥れをできるだけ除去した行政事件訴訟をできるだけ除去した行政事件訴訟に関する一般法を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右
昭和三十七年三月十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

第一条 総理府関係(第一条—第十三条)
改正

第二条 国税法の一部改正

第三条 私的独占の禁止及び公取引の確保に関する法律の一部改正

第四条 中小企業等協同組合法の一部改正

第五条 古物営業法の一部改正

第六条 質屋営業法の一部改正

第七条 土地調整委員会設置法の一部改正

第八条 北海道東北開発公庫法の一部改正

第九条 自衛隊法の一部改正

第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正

第十二条 外務省関係(第二十一条)
改正

第十三条 外務省関係(第二十三条)
改正

第十四条 外務省関係(第二十五条)
改正

第十五条 外務省関係(第二十三条)
改正

第十六条 外務省関係(第二十六条)
改正

第十七条 外務省関係(第二十七条)
改正

第十八条 売春防止法の一部改正

第十九条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正

第二十条 出入國管理令の一部改正

第二十一条 破壊活動防止法の一部改正

第二十二条 外務公務員法の一部改正

第二十三条 大蔵省関係(第二十三条)
改正

第二十四条 大蔵省関係(第二十四条)
改正

第二十五条 大蔵省関係(第二十五条)
改正

第二十六条 大蔵省関係(第二十六条)
改正

第二十七条 外務省関係(第二十七条)
改正

第二十八条 外務省関係(第二十八条)
改正

第二十九条 外務省関係(第二十九条)
改正

第三十条 外務省関係(第三十条)
改正

第三十一条 外務省関係(第三十一条)
改正

第三十二条 外務省関係(第三十二条)
改正

第三十三条 国有財産法の一部改正

第三十四条 外國為替及び外国貿易管理法の一部改正

第三十五条 外資に関する法律の一部改正

第三十六条 文部省関係(第三十六条)
改正

第三十七条 文部省関係(第三十七条)
改正

第三十八条 学校施設の確保に関する政令の一部改正

第三十九条 文化財保護法の一部改正

第四十条 自然公園法の一部改正

第四十一条 伝染病予防法の一部改正

第四十二条 優生保護法の一部改正

第四十三条 性病予防法の一部改正

第四十四条 結核予防法の一部 改正 改正	第六十一条 植物防疫法の一部 改正
第四十五条 いわい予防法の一部 改正 改正	第六十二条 食糧管理法の一部 改正
第四十六条 医療金融公庫法の一部 改正 改正	第六十三条 農産物検査法の一 部改正
第四十七条 生活保護法の一部 改正 改正	第六十四条 狩獵法の一部改正
第四十八条 児童扶養手当法の一部 改正 改正	第六十五条 林業種苗法の一部 改正
第四十九条 健康保険法の一部 改正 改正	第六十六条 森林病害虫等防除 法の一部改正
第五十条 船員保険法の一部改 正	第六十七条 漁業法の一部改正
第五十一条 日雇労働者健康保 険法の一部改正	第六十八条 水産資源保護法の 一部改正
第五十二条 厚生年金保険法の 一部改正	第六十九条 真珠養殖事業法の 一部改正
第五十三条 国民健康保険法の 一部改正	第七十条 港湾法の一部改正
第五十四条 国民年金法の一部 改正 改正	第七十一条 軌道法の一部改正
第五十五条 戦傷病者戦没者遺 族等援護法の一部 改正	第七十二条 地方鉄道法の一部 改正
第五十六条 農林省関係(第五十六 条—第六十九条)	第七十三条 道路運送法の一部 改正
第五十七条 農業協同組合等に よる産業組合の資 産の承継等に関する 法律の一部改正	第七十四条 航空法の一部改正
第五十八条 土地改良法の一部 改正	第七十五条 石炭鉱業合理化臨 時措置法の一部改 正
第五十九条 農地法の一部改 正	第七十六条 電気に関する臨時 措置に関する法律 の一部改正
第六十条 愛知用水公團法の一 部改正	第七十七条 ガス事業法の一部 改正
第六十一条 意匠法の一部改正	第九十八条 気象業務法の一部 改正
第六十二条 商標法の一部改正	第九十九条 公衆電気通信法の 一部改正
昭和三十七年四月二十六日 衆議院会議録第四十一号 行政事件訴訟法案外一案	第十章 郵政省関係(第九十九 条—第一百二条)
	第十三章 自治省関係(第一百十八 条—第一百二十四条)
	第一百条 有線放送業務の運用の 規正に関する法律の一 部改正
	第一百十九条 地方公務員法の一 部改正
	第一百二十条 最高裁判所裁判官 選挙法の一部改正
	第一百二十一条 公職選挙法の一 部改正
	第一百二十二条 公営企業金融公 庫法の一部改正
	第一百二十三条 地方税法の一部 改正
	第一百二十四条 消防法の一部改 正
	第一百二十五条 國家公務員法の 一部改正
	第一百二十六条 人事院関係(第一百 五条)
	第一百二十七条 公事院関係(第一百 九十九条)
	第一百二十八条 建設省関係(第一百 九十九条)
	第一百二十九条 総理府関係 (恩給法の一部改正)
	第一百三十条 第一条 恩給法(大正十二年法律第 四十八号)の一部を次のように改 正する。
	第十五条の次に次の二条を加え る。
	第十五条ノ二 第十三条第一項ニ 規定スル処分ノ取消ノ訴ハ當該 処分ニ付テノ審査請求ニ対スル 裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ 提起スルコトヲ得ズ
	(恩給法の一部を改正する法律の 一部改正)
	第二条 恩給法の一部を改正する法 律(昭和二十六年法律第八十七号) の一部を次のように改正する。 附則第十八項中「再審査請求に」 の下に「、同法第十五条ノ二の規

定は、第十四項に規定する処分の取消しの訴えに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十

五条ノ二中「審査請求」とあるのは、「再審査請求」と読み替えるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のよう改め

第七十七条を次のよう改め
第七十七条を次のよう改め

第七十七条 公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。す

前項の期間は、不变期間とする。

第七十九条を次のよう改め

第七十九条 削除

第八十二条第二項を削る。

第八十三条中「審決を変更することを相当と認めるとき」を「審決を取り消すべき場合において、さ

らに審判をさせる必要があると認めるととき」に、「変更るべき点を指示して」を「その理由を示して」

に改める。

第八十八条を次のように改め

第八十八条 第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の規定による認可の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決

定を経た後でなければ、提起することができない。

第九章中第八十八条の次に次の

一条を加える。

第八十八条の二 公正取引委員会の審決に係る訴訟については、

国に利害に關係のある訴訟につ

いての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第五百九十四号)第六条の規定は、適用しない。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一年号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「及び第七十七条から第八十三条まで」を、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで及び第八十八条の二に改める。

(古物営業法の一部改正)

第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

(質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 委員会は、申請を認定した裁定を取り消す判断が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁定をしなければならない。

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第五十五条 委員会は、申請を認定したとき、申請に対する裁定を取り消すべき場合において、さ

らに審判をさせる必要があると認めるととき」に、「変更るべき点を指示して」を「その理由を示して」

に改める。

第五十六条 削除

第五十六条中「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改める。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第五十八条 第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改める。

第二十九条を削り、第二十九条の二を第二十九条とする。

(土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項を次のように改める。

委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴え改める。

第八十八条の二 公正取引委員会の審決に係る訴訟については、

は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に提起しなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十条の二 第四十九条第一項に規定する処分(前条に規定する隊員又は学生に係るもの)を除く)の取消しの訴えは、當該処

分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を

経た後でなければ、提起するこ

とができない。

第五十三条第三項を次のように改める。

裁判所は、第一項の規定によ

るあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命令しなければならない。

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第五十五条 委員会は、申請を認定したとき、申請に対する裁定を取り消すべき場合において、さ

らに審判をさせる必要があると認めるととき」に、「変更るべき点を指示して」を「その理由を示して」

に改める。

第五十六条 削除

第五十六条中「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力による安全保障条約による争議の方式)

第五十七条 第二項の規定による決定に不服がある者は、第七項及び第九項の規定によつての

み争うことができる。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国

の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改

正)

第六条 第二条第三項の規定によ

る決定に不服がある者は、第三

条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うこ

とができる。

第六条 第二条第三項の規定によ

る決定に不服がある者は、第三

条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うこ

とができる。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改

正)

第十二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改

正)

第十二条 第二項の規定による

決定に不服がある者は、第三

条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うこ

第七十条を次のように改める。

(異議申立てと訴訟との関係)

第七十条 この法律(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定による主務大臣又は科学技術

府長官の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第十五条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(訴えの提起)

第十七条 第十二条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶についての日本弁護士連合会の裁決に係る請求を「行政事件訴訟に係る請求」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第十五条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(訴えの提起)

第十七条 第二条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十七号)の一部を次のように改め

(昭和三十二年法律第二百六十七号)の一部を次のように改め

(異議申立てと訴訟との関係)

第十四条 第二条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は前条の規定により登録若しくは登録換えを拒絶された者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

(昭和三十二年法律第二百六十七号)の一部を次のように改め

(異議申立てと訴訟との関係)

第十五条 この法律(第三十五条第二項及び第三項を除く。)の規定による科学技術府長官の処

分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起

することができない。

(昭和三十二年法律第二百六十七号)の一部を次のように改め

(裁判所法の一部改正)

第十六条 裁判所法(昭和二十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「行

3 登録又は登録換えの請求の進

達の拒絶については、これにつ

いての日本弁護士連合会の裁決

に對してのみ、取消しの訴えを

提起することができる。

第六十二条 第五十六条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又

は第六十条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起するこ

とができる。

第五十六条の規定による懲戒の处分に關しては、これにつ

いての日本弁護士連合会の裁決に對してのみ、取消しの訴えを提

起することができる。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第十六条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改

正する。

(審査請求と訴訟との関係)

第十六条 第二条の二を「第

二年法律第二百四十一号の一部を次のように改

正する。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第十七条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改

正する。

第十二条第二項中「第五十一条の二の規定を」の下に「同項に規定する処分の取消しの訴えについての日本弁護士連合会の裁決

に對してのみ、取消しの訴えを

提起することができる。

第十八条 売春防止法(昭和三十一年法律第二百八十九号)の一部を次のように改

正する。

(売春防止法の一部改正)

第六十二条 第五十六条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

(第六十二条第二項を「同条第二項」として削る。)

第八条を第九条とし、第七条中

「又は前条第二項を」、「第六条第二項又は前条第二項」に改め、同

条に次のたゞ書を加え、同条を

「を」を加える。

第六十二条第二項を「同条第二項」として削る。

第六条を次に次の二項とする。

第七条 地方公共団体その他政令

で定める公法人は、その事務に

関する訴訟について、法務大臣

にその所部の職員でその指定す

るものに当該訴訟を行なわせる

ことを求めることができる。

地方公共団体がその事務に

する訴訟についての前項の請求

をするときは、あわせてその旨

を自治大臣に通知しなければな

らない。

第一項の請求があつた場合に

おいて、法務大臣は、国の利害

を考慮して必要があると認める

ときは、所部の職員でその指定

するものにその訴訟を行なわせ

ことができる。この場合にお

いて、地方公共団体の事務に

する訴訟については、法務大臣

は、自治大臣の意見を求めるものとする。

前項の規定は、地方公共団体その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行なわせることを妨げない。

附則第二項中「第八条」を「第九条」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

第二十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除
(破壊活動防止法の一部改正)

第二十一条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一項を削除する。

第六十八条を次のように改め

第六十八条 削除
(破壊活動防止法の一部改正)

第二十一条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一項を削除する。

第六十八条を次のように改め

第六十八条 削除
(外務公務員法の一部改正)

第二十二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改め

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 大蔵省関係

(日本専売公社法の一部改正)

第二十三条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書きを削る。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十四条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の二項を加える。

3 第一項に規定する公社の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議の申出に対する決定を経た後でなければ、提起することができる。

4 第十五条第一項及び第二項中「又

部を次のように改正する。

5 第二十一条第一項を削り、同条

第三項中「前項の訴え」を「前項の決定を経た後でなければ、提起する」と改める。

6 第二十一条第一項を削り、同条

第三項中「前項の訴え」を「前項の決定を経た後でなければ、提起する」と改める。

7 第二十五条第一項を削除する。

8 第二十六条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

9 第二十七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

10 第二十八条 契約法(昭和三十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

11 第二十九条 第九十三条を次のように改め

(審査請求と訴訟との関係)

第二十二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改め

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十五章 場合について

第十五条に次の二項を加える。

7 製造者は、第四項の再鑑定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができます。

8 第一項の塩の品質又は等級の鑑定に不服がある製造者は、第二項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができます。

9 第二十九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

10 第二十九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

11 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

12 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

13 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

14 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

15 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

16 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

17 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

18 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

19 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

20 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

21 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

22 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

23 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

24 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

25 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

26 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

27 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

28 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一章 場合について

第十五条に次の二項を加える。

11 第二十九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

12 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

13 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

14 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

15 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

16 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

17 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

18 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

19 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

20 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

21 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

22 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

23 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

24 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

25 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

26 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

27 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

28 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一章 場合について

第十五条に次の二項を加える。

11 第二十九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

12 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

13 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

14 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

15 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

16 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

17 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

18 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

19 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

20 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

21 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

22 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

23 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

24 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

25 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

26 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

27 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

28 第二十九条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作権者又ハ

放送事業者ヲ以テ被告トス

第二十七条第三項中「民事裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作権者又ハ

著作物ヲ發行若ハ興行スル者ヲ以

テ被告トス

(宗教法人法の一部改正)

第三十七条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を

次のように改正する。

第八十七条を次のように改め

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十七条 第八十一条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第三十八条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「三十日」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第三十九条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分について

八十五条の八「第八十五条の三の次に次の二項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作権者又ハ

第四十一条第二項中「六箇月」を「三箇月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

2 前項の補償の額は、委員会が決定する。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

第四十五条第三項、第五十二条第三項、第五十五条第四項及び第六十三条第三項中「第二項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第七十三条第二項中「前項の場合には」を「前項の規定による補償額については」に、「第二項」を「第二項」に改める。

第二十四条第四項中「及び第二年法律第一百六十号」の一部を

第三十六条中「六箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

第二十五条第三項中「第二項」を「第二項から第十二项まで」に改める。

第七十三条に次の二項を加える。

手當金額ノ決定ニ關シ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ市町村ヲ以テ被告トス

(優生保護法の一部改正)

第四十二条 優生保護法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を

第六章第一節中第八十五条の三の次に次の二項を加える。

3 第十二条又は第十二条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに關する不服の訴えを提起することができる。

この場合においては、前項の規定を準用する。

(審査請求と訴訟との関係)

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起する

ことができない。

(結核予防法の一部改正)

第四十四条 結核予防法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を

第三十六条法律第二百三十八号の二の下に「及び第六項」を加える。

第六十九条中「第七条の通知を受けた日から一箇月以内に」を「その取消しの」と改め、同条の次に次の二項を加える。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

第三十九条 文化財保護法(昭和二十九年法律第二百四十四号)の一部を

第三十五条第三項中「第四十二条第二項から第十四項まで」に改める。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

第三十九条 文化財保護法(昭和二十九年法律第二百四十四号)の一部を

第三十五条第三項中「第八十五条の三の次に次の二項を加える。

の異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九条の二 第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によつてのみ争うことができる。

第九十九条第四項中「手続に」の規定は、都道府県の教育委員会がした第八十五条の三第一項第一号に掲げる

処分の取消しの訴えに」を加える。

(自然公園法の一部改正)

第四十条 自然公園法(昭和三十二年法律第一百六十号)の一部を

第三十六条中「六箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

(らい予防法の一部改正)

第三十五条第三項中「第二項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第二十四条第四項中「及び第二年法律第一百六十号」の一部を

第三十六条中「六箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

(医療金融公庫法の一部改正)

第四十六条 医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を

第三十九条第一項ただし書を削除する。

第二十九条第一項ただし書を削除する。

(生活保護法の一部改正)

第五十条 生活保護法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を

四十七条 生活保護法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を

第六十九条に次のように改める。

3 第十二条又は第十二条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに關する不服の訴えを提起することができる。

この場合においては、前項の規定を準用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第四十八条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を

第三十六条法律第二百三十八号の二の下に「及び第六項」を加えて

第二十条を次のように改める。

第三十一一条に次の二項を加える。

6 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

第六十七条中「第三十一一条第二項」の下に「及び第六項」を加えて

次のように改めて

(らい予防法の一部改正)

第六十五条 医療金融公庫法(昭和二十九年法律第二百四十四号)の一部を

第三十九条に次のように改めて

2 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(医療金融公庫法の一部改正)

第六十五条 医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を

第三十九条第一項ただし書を削除する。

第二十九条第一項ただし書を削除する。

(生活保護法の一部改正)

第五十条 生活保護法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を

四十七条 生活保護法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を

第六十九条に次のように改める。

3 第十二条又は第十二条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに關する不服の訴えを提起することができる。

この場合においては、前項の規定を準用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三十六条法律第二百三十八号の二の下に「及び第六項」を加えて

第二十条を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 第十七条第一項に規定する処分についての取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(健康保険法の一部改正)

第四十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改定する。

第八十三条を次のように改め

第八十三条 第八十一条第一項又ハ第八十二条ニ規定スル处分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(船員保険法の一部改正)

第五十条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改定する。

第六十六条を次のように改め

第六十六条 第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル处分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第五十一条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第三百七号)の一部を次のように改定する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第六章中第四十条の二の次に次の一
(不服申立てと訴訟との関係)

第四十条の三 第三十九条第一項又ハ第四十条の二ニ規定する処分の取消しの訴えは、当該処分に対する裁決又は審査請求又は審査請求に対する裁判所の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができる。

第六章中第三十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができる。

第五十二条 厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百十五号)の一部を次のように改定する。

目次中「第九十一条の二」を「第九十二条 厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百十五号)の一部を次のように改定する。

第五十三条 残業金公庫法(昭和二十一年法律第三百五十五号)の一部を次のように改定する。

第五十四条 国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第五十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

第五十六条 土地改良法(昭和二十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改定する。

第五十七条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改定する。

第五十八条 土地改良法(昭和二十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改定する。

第五十九条 第二項第一項ただし書を削除する。

第六十条 第二項の土地改良事業計画に二条の二に改める。

第六十一条 第四十二条の次に次の一
(不服申立てと訴訟との関係)

第四十二条の二 第四十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分に対する裁決又は審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六十二条 第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル处分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(国民健康保険法の一部改正)

第五十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改定する。

第六十三条 第九十二条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(審査請求と訴訟との関係)

第一百条 第九十二条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一
部改正)

第五十六条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改定する。

第五十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第五十八条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農地法の一部改正)

第五十九条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第六十条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農地法の一部改正)

第六十一条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一
部改正)

第五十六条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改定する。

第五十七条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一
部改正)

第五十八条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

号)の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「不服のある者は、」の下に「その裁定を申請した組合を被告として、」を加え、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第二条第二項及び第四項中「第四項及び第十項」を「及び第四項」に改める。

第一百条の二に改める。

第七章中第一百一条の次に次の二
(再審査請求と訴訟との関係)

第一百条の二 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができる。

第五十二条 厚生年金保険法(昭和二十一年法律第三百五十五号)の一部を次のように改定する。

第五十三条 残業金公庫法(昭和二十一年法律第三百五十五号)の一部を次のように改定する。

第五十四条 国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第五十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

第五十六条 土地改良法(昭和二十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改定する。

第五十七条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改定する。

第五十八条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農地法の一部改正)

第五十九条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第六十条 第二項第一項及び第三項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一
部改正)

第五十六条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改定する。

買取令書に記載された」を加える。

第五十六条第四項中「消滅の期日までに」の下に「その権利消滅通知書に記載された」を加え、同条第六項中「買取の期日までに」の下に「その買取令書に記載された」を加え、同条第七項中「買取の期日までに」の下に「その権利消滅通知書又は買取令書に記載された」を加える。

第六項中「買取の期日までに」の下に「その買取令書に記載された」を加え、同条第七項中「買取の期日までに」の下に「その権利消滅通知書又は買取令書に記載された」を加える。

第八十五条の次に次の二条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十五条の二 この法律に基づく処分(不服申立てをすることができない処分を除く。)の取消しの訴えは、当該処分についての取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第八十五条の三 次の各号に掲げたものによる決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができない。

(対価又は補償金の額の増減の訴え)

第八十五条の三 次の各号に掲げたものによる対価又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その訴えを提起することができる。

三 第五十条第一項第四号(第六十五条)

第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。)に規定する対価又は補償金

(愛知用水公團法の一部改正)
第六十条 愛知用水公團法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第三条第一項ノ命令ニ依ル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ不服申立ニ対スル裁決又は決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第七条第二項中「通常裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スル」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ國ヲ以テ被告とする。

四 第六十七条第一項第四号に規定する対価

第五十六条第一項第四号(第六十九条第二項で準用する場合を含む。)に規定する対価

第十六条 第二項第四号に規定する対価

(農産物検査法の一部改正)
第六十三条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十四条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(森林病害虫等防除法の一部改正)
第六十六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

五 第六十九条第一項第四号(第七十条第二項で準用する場合を含む。)に規定する対価

第六十一条 第二項第四号に規定する対価

(植物防疫法の一部改正)
第六十二条 植物防疫法(昭和二十年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の二項を加える。

第六十三条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

(水産資源保護法の一部改正)
第六十八条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

六 第七十二条第二項第四号に規定する対価

第六十四条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

第六十五条 農林大臣又は都道府県知事が第四条第一項の規定によつてした処分の取消しの訴えを提起することができる。

(不服申立てと訴訟との関係)
第六十六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

七 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

第二十一条に次の二項を加える。

第三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、

第八条に次の二項を加える。

(不不服申立てと訴訟との関係)
第六十七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

八 第二十二条第一項に規定する対価

(狩獵法の一部改正)
第六十八条 狩獵法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

第九条に次の二項を加える。

(不不服申立てと訴訟との関係)
第六十九条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

九 第二十三条第一項に規定する対価

(漁業法の一部改正)
第七十条 漁業法(昭和二十七年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

第一百四条に次の二項を加える。

(不不服申立てと訴訟との関係)
第七十一条 通商産業省関係

十 第二十四条に次の二項を加える。

(真珠養殖事業法の一部改正)
第七十二条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一百四条に次の二項を加える。

第一百四条に次の二項を加える。

(不不服申立てと訴訟との関係)
第七十三条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十六条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

第五十六条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十六条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

第五十六条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十六条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十六条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条第二項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、國は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなければならず、また、この場合における対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

第五十五条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十六条第二項中「再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十七条第二項に後段として次のように加える。

第五十八条第二項に後段として次のように加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第八十二条 中小企業金融公庫法
(昭和二十八年法律第百三十八号)
の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書を削
る。
(中小企業信用保険公庫法の一部
改正)

第八十三条 中小企業信用保険公庫
法(昭和三十三年法律第九十三号)
の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項ただし書を削
る。

第九章 運輸省関係
(海上運送法の一部改正)

第八十四条 海上運送法(昭和二十
四年法律第百八十七号)の一部を
次のように改正する。

第二十七条第四項中「前二項」を
「前五項」に改め、同項を同条第六
項とし、同条第三項の次に次の二
項を加える。

4 第二項の補償の額の決定に不
服がある者は、その決定を知つ
た日から三箇月以内に、訴えを
もつてその増額を請求すること
ができる。

5 前項の訴えにおいては、国を
(船舶安全法の一部改正)

第八十五条 船舶安全法(昭和八年
法律第十一号)の一部を次のように
改正する。

第一項中「申請スル」を
「申請シ再検査シ対シ不服アルト
キハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スル」に
改め、同条に次の二項を加える。

第一項ノ検査ニ対シ不服アル者
ハ同項ノ規定ニ依ルコトヲ得
テノミ之ヲ争フコトヲ得

(港湾法の一部改正)

第八十六条 港湾法(昭和二十五年
法律第二百十八号)の一部を次の
ように改正する。

第四十一条第四項中「三箇月以
内に」の下に「、港湾管理者を被告
として、」を加える。

第五十五条の四第二項に後段と
して次のように加える。

この場合において、同条第四
項中「港湾管理者」とあるのは
「国又は港湾管理者」と読み替え
るものとする。

第五十五条の五第二項に後段と
して次のように加える。

この場合において、同項中
「港湾管理者」とあるのは「国又
は港湾管理者」と読み替えるも
のとする。

第五十九条の見出しを「(行政事
件訴訟法等の適用)」に改め、同条
第三項中「行政事件訴訟特例法(昭
和二十三年法律第八十一号)」を
「行政事件訴訟法(昭和三十七年法
律第号)」に改める。

第八十七条 港湾運送事業法(昭和
二十六年法律第百六十一号)の一
部を次のように改正する。

第五項とし、同条第二項の次に次
の二項を加える。

3 前項の決定に不服がある者
は、その決定を知つた日から三
箇月以内に、訴えをもつて補償
額の増額を請求することを

の額の増額を請求することがで
きる。

4 前項の訴えにおいては、国を
被告とする。

(地方鉄道法の一部改正)

第八十八条 地方鉄道法(大正八年
法律第五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十六条に次の二項を加え
る。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依
ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定
ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ
訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求
スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ國ヲ以テ被告
トス

(軌道法の一部改正)

第八十九条 軌道法(大正十年法律
第七十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十一条を次のように改め
る。

第二十一条 第十九条又ハ前条第
三項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ裁
定ニ不服アル者ハ其ノ裁定ヲ知
りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ
減らす請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ公共団体又ハ
軌道經營者ヲ以テ被告トス

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第九十条 陸上交通事業調整法(昭
和十三年法律第七十一号)の一部
を次のように改正する。

第五項とし、同条第二項の次に次
の二項を加える。

3 前項の決定に不服がある者
は、その決定を知つた日から三
箇月以内に、訴えをもつて補償
額の増額を請求することを

(帝都高速度交通営團法の一部改
正)

第九十一条 帝都高速度交通営團法
(昭和十六年法律第五十一号)の一
部を次のようにより改める。

第四十条第三項中「通常裁判所
ニ」を削り、同条第四項を削る。

(道路運送法の一部改正)

第九十二条 道路運送法(昭和二十
六年法律第百八十三号)の一部を
次のように改正する。

第三十三条第四項中「六箇月を
三箇月」に改め、ただし書を削
る。

第六十九条第六項中「六箇月を
三箇月」に改め、ただし書を削
る。

第六十九条第六項中「六箇月を
三箇月」に改め、ただし書を削
る。

第三百二十二条を次のように改
め

る。

(不服申立てと訴訟との関係)

第一百二十二条 第四条第一項、第
七条、第八条第一項、第十八条

第一項、第二十条第一項、第三
十三条第一項、第三十八条第一
項、第三十九条第一項若しくは
第二項、第四十三条、第四十三
条の二第一項(第一百二条第三項
において準用する場合を含む。)
又は第一百二条第一項の規定によ
る処分の取消しの訴えは、当該
処分についての異議申立て又は
審査請求に対する決定又は裁決
を経た後でなければ、提起する

ことができる。

3 前項の訴えにおいては、国を
被告とする。

(水路業務法の一部改正)

第九十六条 水路業務法(昭和二十
五年法律第二百二号)の一部を次
のように改める。

第五十条 第二項中「補償の額」を
「決定」に、「訴をもつて」を「その決
定を知つた日から三箇月以内に、
訴えをもつて補償の額」に改
め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

4 前項の補償の額は、海上保安
庁長官が決定する。

(航空法の一部改正)

第九十三条 航空法(昭和二十七年
法律第二百三十一号)の一部を次
のように改める。

第四十九条第六項中「三十日」を
「三箇月」に改める。

(通訳案内業法の一部改正)

第九十四条 通訳案内業法(昭和二
十四年法律第二百十号)の一部を
次のように改める。

第十六条 刪除

(航路標識法の一部改正)

第九十五条 航路標識法(昭和二十
四年法律第二百九十九号)の一部を次
のように改める。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項第三号の決定に不服があ
る者は、その決定を知つた日か
ら三箇月以内に、訴えをもつて
補償の額を請求することを

ができる。

3 前項の訴えにおいては、国を
被告とする。

(海難審判法の一部改正)

第九十七条 海難審判法(昭和二十
二年法律第二百三十五号)の一部を
次のように改める。

4 前項の訴えにおいては、国を
被告とする。

(海難審判法の一部改正)

第九十七条 海難審判法(昭和二十
二年法律第二百三十五号)の一部を
次のように改める。

第五十五条を次のように改め
る。

第五十五条 削除
(気象業務法の一部改正)

第五十六条 削除
(第七年法律第一百六十五号)の一部を次
のように改正する。

第五十七条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第五十八条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第五十九条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十一条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十二条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十三条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十四条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十五条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十六条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十七条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十八条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第六十九条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十一条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十二条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十三条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十四条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十五条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第七十六条 気象業務法 (昭和二十
七年法律第一百六十五号)の一部を
次のように改正する。

第十五条第四項ただし書中「一
箇月」を「三箇月」に改め、同条に
次の一項を加える。
5 前項の訴えにおいては、国を
被告とする。
(電波法の一部改正)

第一百二条 電波法(昭和二十五年法
律第二百三十一号)の一部を次によ
うに改正する。
第九十六条の二を次のように改
める。

第一百二条 電波法(昭和二十五年法
律第二百三十一号)の一部を次によ
うに改正する。

第九十六条の二を次のように改
める。

第一百四条 労働組合法の一部改正
第九十九条 公衆電気通信法(昭和
二十八年法律第九十七号)の一部を
次のように改正する。
第九十八条第一項中「三十日」を
「三箇月」に改める。

第二十七条第八項を削り、同条
第七項中「前項」を「第六項」に改
め、同項を同条第八項とし、同条
第六項の次に次の二項を加える。
7 使用者は、第五項の規定によ
り中央労働委員会に再審査の申
立てをしたときは、その申立て
に対する中央労働委員会の命令
に対してのみ、取消しの訴えを
提起することができる。この訴
えについては、行政事件訴訟法
(昭和三十七年法律第一号)第十
十二条第三項の規定は、適用し
ない。

第二十七条第一項を次のよう
に改める。

第三十八条 第三十五条第一項に
規定する処分の取消しの訴え
は、当該処分についての再審査
請求に対する労働保険審査会の
裁決を、前条に規定する額の算
定その他保険料又はこの法律の
規定による徴収金の賦課又は徴
収の処分の取消しの訴えは、當
該処分についての審査請求に対
する主務大臣の裁決を経た後で
なければ、提起することができ
ない。

第三十九条から第四十一条まで
削除

(jin肺法の一部改正)

第一百三十二条 第二十二条第一項に
規定する処分の取消しの訴えは、當
該処分についての審査請求に対
する労働大臣の裁決を経た後でな
ければ、提起することができ
ない。

第四十二条 第四十一条第一項に規
定する処分の取消しの訴えは、
当該処分についての再審査請求
に対する労働保険審査会の裁決
を、保険料その他この法律の規
定による徴収金の賦課又は徴
収の処分の取消しの訴えは、當
該処分についての審査請求に対
する労働大臣の裁決を経た後でな
ければ、提起することができ
ない。

第四十三条から第四十五条まで
削除

(土地取用法の一部改正)

第一百九条 土地取用法(昭和二十六
年法律第二百十九号)の一部を次
のように改正する。

第三十二条中「第二十七条第七
項」を「第二十七条第八項」に改め
る。

第一百四条 労働組合法(昭和二十二
年法律第一百四十一号)の一部を次
のように改正する。

第六十条 削除
(失業保険法の一部改正)

第一百四十四条 第九項中「三十日」を
「六十日」に改める。

第一百三十二条の前の見出し及び同条を削り、第一百三十三条の三を第一百三十二条とする。

第一百三十三条の前に見出しとして「(訴訟)」を加える。

(都市計画法の一部改正)
都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条及び第二十六条を次
のよう改める。

第二十五条 削除

第二十六条 第六条第二項ノ規定
ニ依ル処分ノ取消ノ訴ハ其ノ処
分ニ付テノ異議申立又ハ審査請
求ニ対スル決定又ハ裁決ヲ経タ
ル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコ
トヲ得ズ

(河川法の一部改正)
河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六十条から第六十三条までを
次のように改める。

第六十一条 第三十八条又ハ第三十
九条ニ依リ下付スペキ補償金額
ニ対シ不服アル者ハ行政府ニ於
テ補償金額ノ通知ヲナシタル日
ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ
増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被
告トス

(運河法の一部改正)
運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改
正する。

第四条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ被
告トス

(住宅金融公庫法の一部改正)
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一
部を次のように改める。

第三十八条を次のように改め
る。

第三十九条 削除

(公有水面埋立法の一部改正)
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次
のように改める。

第四十四条から第四十六条まで
次のように改める。

第五十条に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ被
告トス

(地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二年法律第六十七号)の一部を次
のように改める。

第四十四条 第六条第三項ノ規定
ニ依ル補償ノ裁定又ハ第十条若
ハ第三十二条第二項ノ規定ニ依
ル補償ニ関スル処分ニ不服アル
者ハ其ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタ
ル日又ハ補償ニ関スル処分ヲ知
リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ
以テ其ノ額ノ増減ヲ請求スルコ
トヲ得

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ当事者
ノ一方ヲ以テ被告トス

(不服申立てと訴訟との関係)
第五十一条の二 第四十九条第一
項に規定する処分であつて人事
委員会又は公平委員会に對して
審査請求又は異議申立てをする
ことができるものの取消しの訴
えは、審査請求又は異議申立て
に対する人事委員会又は公平委
員会の裁決又は決定を経た後で
なければ、提起することができ
ない。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
最高裁判所裁判官国民審査法(昭和三十七年法律第号)第四十
三条の規定にかかわらず、同法
第十三条の規定を準用せず、ま
た、同法第十六条から第十九条
までの規定は、署名簿の署名の
効力を争う数個の請求に關して
のみ準用する。

第二百五十六条 法律に特別の定
めがあるものを除くほか、普通
地方公共團體の事務に係る処分

の取消しの訴えは、当該処分に
つき当該普通地方公共團體の機
関以外の行政府(労働委員会を
除く。)に審査請求、審決の申請
その他の不服申立てをするこ
とができる場合には、その不服申
立てに対する決定を経た後でな
ければ、提起することができ
ない。

(地方公務員法の一部改正)
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一
部を次のよう改める。

目次中「第五十一条」を「第五十
一条の二」に改める。

第五十二条 第四十九条第一
項に規定する処分であつて人事
委員会又は公平委員会に對して
審査請求又は異議申立てをする
ことができるものの取消しの訴
えは、審査請求又は異議申立て
に対する人事委員会又は公平委
員会の裁決又は決定を経た後で
なければ、提起することができ
ない。

の取消しの訴えは、当該処分に
つき当該普通地方公共團體の機
関以外の行政府(労働委員会を
除く。)に審査請求、審決の申請
その他の不服申立てをするこ
とができる場合には、その不服申
立てに対する決定を経た後でな
ければ、提起することができ
ない。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三
十六号)の一部を次のように改
正する。

第四十一条中「民事訴訟(再審を
除く。)の例による」を「公職選挙法
第二百十四条及び第二百十九条の
規定を準用する」に改める。

第二百五十六条 法律に特別の定
めがあるものを除くほか、普通
地方公共團體の事務に係る処分

(公職選挙法の一部改正)

第二百二十二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

自次中「第二十四条(不服の申立)」を「第二十四条(訴訟)」に、「第二十九条(補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服の申立等)」を

二十九条(補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服の申立等)」に改め、「第二十九条補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服の申立等)」に改める。

第二十四条の見出しを「(訴訟)」に改め、同条第一項中「選挙管理委員会の委員長」を「選挙管理委員会」に改め、「地方裁判所」に削り、同条第三項中「前(一項)」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百十九条中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)」若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主導者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関する脱漏又は誤載を争う数個の請求」と読み替えるものとする。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二项

を加える。

前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第二十九条(見出しを含む)中「不服の申立」を「訴訟」に改める。

第九十六条中「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)」を「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)」に改める。

第二百三条第一項中「不服がある者は」の下に、「当該都道府県の選挙管理委員会を被告」としを加え、同条第二項を次のように改め

る。

第二百三十三条第一項中「選挙管理委員会の委員長」を「選挙管理委員会」に改め、「地方裁判所」に削り、同条第三項中「前(一項)」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百十九条中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)」若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主導者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関する脱漏又は誤載を争う数個の請求」と読み替えるものとする。

該都道府県の選挙管理委員会を、参議院(全国選出議員の選挙)については中央選挙管理会に改め、削る。

公営企業金融公庫法の一部改正

同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二百二十二条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

三百五十五条第一項ただし書を削る。

第二百二十三条 地方税法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条 地方税法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)

第二百二十九条 本章に規定する訴訟については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第号)に改める。

第二百三十三条 第二項及び第三項

第二百三十四条(抗告訴訟)又は当事者訴訟に関する規定の準用)の規定にかかるわらず、同法第十三

条(関連請求に係る訴訟の移送)、第十九条から第二十一条まで(原告による請求の追加的併合等)、第二十五条から第二

九条まで(執行停止等)、第三十一条(特別の事情による請求の棄却)及び第三十四条第三者の再審の訴え)の規定は、準用せず、また、同法第十六条から第十八条まで(請求の客観的併合等)の規定は、一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主導者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関する脱漏又は誤載を争う数個の請求」と読み替えるものとする。

第二款 訴訟

(行政事件訴訟法との関係)

第二百四条中「選挙管理委員会の委員長」を「選挙管理委員会の委員長」に、「中央選挙管理会の委員長」を「中央選挙管理理会」に改める。

第二百七条第一項中「不服があ

る者は」の下に、「当該都道府県の選挙管理委員会を被告」としを加える。

第二百四条中「選挙管理委員会」に、中央選挙管理理会に改める。

第二百七条第一項中「不服があ

る者は」の下に、「当該都道府県の選挙管理委員会を被告」としを加える。

第二百八条第一項本文中「当選の効力に関する訴訟」を「衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては當

を争う請求とに関するのみ準用する。する。

第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することは審査請求に対する出訴期間の特例)

第二百三十四条 第二項及び第三項

第二百三十五条第一項ただし書を削る。

第二百二十二条 地方税法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条 地方税法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二百三十四条 第二項及び第三項

第二百三十五条第一項ただし書を削る。

第二百三十六条 第二項及び第三項

第二百三十七条 第二項及び第三項

第二百三十八条 第二項及び第三項

第二百三十九条 第二項及び第三項

第二百四十条 第二項及び第三項

第二百四十二条 第二項及び第三項

第二百四十四条 第二項及び第三項

第二百四十六条 第二項及び第三項

第二百四十八条 第二項及び第三項

第二百五十条 第二項及び第三項

第二百五十二条 第二項及び第三項

第二百五十四条 第二項及び第三項

第二百五十六条 第二項及び第三項

を争う請求とに関するのみ準用するところによる。

行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することは審査請求に対する出訴期間の特例)

第二百三十五条第一項ただし書を削る。

第二百三十六条 第二項及び第三項

第二百三十七条 第二項及び第三項

第二百三十八条 第二項及び第三項

第二百三十九条 第二項及び第三項

第二百四十条 第二項及び第三項

第二百四十二条 第二項及び第三項

第二百四十四条 第二項及び第三項

第二百四十六条 第二項及び第三項

第二百四十八条 第二項及び第三項

第二百五十条 第二項及び第三項

第二百五十二条 第二項及び第三項

第二百五十四条 第二項及び第三項

第二百五十六条 第二項及び第三項

第二百五十八条 第二項及び第三項

第二百六十条 第二項及び第三項

第二百六十二条 第二項及び第三項

第二百六十四条 第二項及び第三項

第二百六十六条 第二項及び第三項

を争う請求とに関するのみ準用する。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不变期間とする。

第六条第三項中「前項但書の場合」を「第五条の規定による命令を取り消す旨の判決があつた場合」に、「前条の規定による命令」を「当該命令」に改める。

第十四章 人事院関係

(国家公務員法の一部改正)

第一百五十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する处分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるもののお取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第一百三條第七項中「場合に、」の下に「第九十二条の二の規定は、第五項の通知の取消しの訴えについて、」を加える。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に

生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定める。かかるわらず、なお従前の例によつて、この法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例によつて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ）以後に調製される選挙人名簿に係る訴訟について、この法律による改正後の公職選舉法のその他の規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る訴訟について、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にされた処分短い場合に限る。この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法規による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。たゞし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当

生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定める。かかるわらず、なお従前の例によつて、この法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例によつて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ）以後に調製される選挙人名簿に係る訴訟について、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

9 この法律による改正後の公職選舉法第二十四条（同法第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ）以後に調製される選挙人名簿に係る訴訟について、この法律による改正後の公職選舉法のその他の規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る訴訟について、それぞれに適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

10 行政事件訴訟法の施行に伴い、同法の規定の趣旨にのつとり、各種行政法規における訴訟に関する規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（原健三郎君） 委員長の謝意を表します。法務委員長河本敏夫君によつて報告書は本号末尾に掲載

8 件訴訟特例法についての解釈上の疑義を取いたしたのであります。委員会におきましては、例外的訴願前置、出訴にかんがみ、各種行政法規との関連を整備し、新たに行政事件訴訟に関する規定の改正等につき質疑が集中されました。これらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、四月二十日、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党から本案に対する修正案が提出されました。修正案の内容は、本案第二十七条の内閣総理大臣の異議の規定を削除しようと存じます。

かくて、四月二十日、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党から本案に対する修正案が提出されました。修正案の内容は、本案第二十七条の内閣総理大臣の異議の規定を削除しようとしているのです等であります。次いで、四月二十五日、右修正案並びに政府原案を括して討論に付しましたところ、月二十五日、右修正案並びに政府原案を括して討論に付しましたところ、議論の面からとかくの批判のあつた訴願前置主義を原則として廃止すること、第二、從来、国民の権利救済の訴え、無効確認の訴え及び不作為の訴えを例示し、それぞれに適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

9 事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

10 この法律の施行に伴い、同法の規定の趣旨にのつとり、各種行政法規における訴訟に関する規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

護士等六人の参考人を招いて意見を聴取いたしましたのであります。委員会におきましては、例外的訴願前置、出訴

においては、同日本案が付託せられており、自來慎重審議を重ねて參つたのであります。その間、学者、裁判官、弁護士等六人の参考人を招いて意見を聴取いたしましたのであります。委員会におきましては、例外的訴願前置、出訴にかんがみ、各種行政法規との関連を整備し、新たに行政事件訴訟に関する規定の改正等につき質疑が集中されました。これらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

11 本案は、国民の権利の伸長及び行政運営の適正を期するため、現行行政事務の適正化を図るために、

かくて、四月二十四日質疑を終了し、翌二十五日、討論なく採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案通り可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案中、日程第八につき、討論の通告があります。これを許します。坪野米男君。

(坪野米男君登壇)

○坪野米男君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま委員長から報告のありました行政事件訴訟法案について、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本法案は、現行の行政事件訴訟特別法の不備を整備して、行政事件訴訟に付いての一般法、基本法を定めるために全面的な改訂を加えたものであります。私は、本法案の中に、国民の権利救済の点につき、一步前進の改正点が相当含まれていることを認めるにやぶさかではありません。しかしながら、私たち社会党は、本法案につき、四項目にわたる重要な修正、特に内閣総理大臣の異議の規定の全面的削除を強く主張しているものでありまして、この社会党の修正案がいれられなかつた以上、私たちは、本法案が国民の権利救済の点につき現行法を改悪したるものであります。(拍手)

およそ行政事件訴訟は、旧憲法のもとにあつては、特に許された訴訟事項に限つて行政裁判所といふ一審かつないものであります。従つて、泣く子と地頭には勝ります。徒つて、泣く子と地頭には勝ります。

なり、一般的に行政庁の違法な処分のありります。ところが、新憲法のものであります。軍法会議や行政裁判所などの特別裁判所は、切認められないこととおりであります。

従つて、新憲法下の行政訴訟は、行政取引消しを求める訴訟等が広く認められ、しかも、普通の地方裁判所に提起できることとなつたのであります。

司法院はア切認められないこととなりました。ところが、新憲法のもとにあります。ところが、新憲法のものであります。ところが、新憲法のものであります。ところが、新憲法のものであります。

の長たる内閣総理大臣が異議を述べて、裁判を抑制するといった制度は、三権分立の建前をとる新憲法のものではありません。ところでもあります。司法院の独立を侵犯するものではないか、まことにゆるい問題であるといえればなりません。(拍手)かよろな制

度は、諸外国の立法にも例を見ないとあります。この制度は、わが国の司法権独立の歴史的伝統に一大汚点を残したものといえ、ここに国民の権利の司法的救済の道が初めて開かれたといつても過言であります。この民衆的な行政訴訟制度をあまり歓迎しないのは、国民と對等の立場に立たされ、しかも、被告であることは想像にかたくないのですがあります。

対等にすらされる政府並びに行政官僚制度をあまり歓迎しないのは、国民と争う民事訴訟の一形態として認められ、ここに国民の権利の司法的救済の道が初めて開かれたといつても過言であります。この民衆的な行政訴訟制度をあまり歓迎しないのは、国民と

GHQから強い示唆があつてできたものであります。この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

ところが、政府は、この総理大臣の異議は、伝家の宝刀ともいいうべきもので、むやみに抜くものではない。公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある場合に限るのであります。また異議をして、その政治責任を明らかにしなければならないから、乱用のおそれはない

と答弁しておりますが、公共の福祉といふことは、次の通常国会に報告して、その政治責任を明らかにしなければならないことがあります。裁判所の裁判を総理大臣の異議によつて

の決定があつた後に異議を述べた場合には、裁判所の決定を取り消さねばならないことになつたのであります。裁判所の裁判を総理大臣の異議によつて

の決定があつた後に異議を述べた場合には、裁判所の決定を取り消さねばならないことがあります。裁判所の裁判を総理大臣の異議によつて

されながらにして、私の討論を終わることはあります。この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

ところが、政府は、この民衆的な行政訴訟制度をあまり歓迎しないのは、国民と争う民事訴訟の一形態として認められ、ここに国民の権利の司法的救済の道が初めて開かれたといつても過言であります。この制度は、わが国の司法権独立の歴史的伝統に一大汚点を残したものといえればなりません。(拍手)また、この規定は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。この制度は、わが国の司法権独立の歴史的伝統に一大汚点を残したものといえればなりません。(拍手)また、この規定は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

この制度は、占領中に平野力三氏の追放をめぐつて下級裁判所が追放処分の執行停止命令を出したことに端を発して、いわばなりません。

界の世論はあげてこの規定に反対をしております。

私は、政府に強く猛省を促すとともに

、自民党議員の中の少数の良識を期

して、この規定の削除に同調を求めております。

司法院の独立を侵犯するものではないか、まことにゆるい問題であるといえればなりません。

司法院の独立を侵害するものとして非

法的手段ではあります。ところが、これは政府お抱えの法

律屋の得意の詭弁であります。(拍手)

司法院の独立を侵犯するものではない

か、まことにゆるい問題であるといえればなりません。

司法院の独立を侵害するものとして非

法的手段ではあります。ところが、これは政府お抱えの法

律屋の得意の詭弁であります。(拍手)

司法院の独立を侵害するものとして非

法的手段ではあります。ところが、これは政府お抱えの法

第三章 運営審議会(第十八条・十九条)

第四章 業務(第二十条・二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条)

第六章 監督(第三十一条・三十二条)

第七章 雑則(第三十三条・三十四条)

第八章 罰則(第三十六条・三十七条)

第九章 附則

第一章 総則(目的)

第一条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「アジア等の地域」という。)に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうこととする。

(法人格)

第二条 海外技術協力事業団(以下「事業団」という。)は、法人とす
る。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政
府の出資があつたときは、その出
資額により資本金を増額するもの
とする。

(登記) 第五条 事業団は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもつて第三者に對
抗することができない。

(名称の使用制限) 第六条 事業団でない者は、海外技
術協力事業団という名称を用いて
はならない。

(民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第
八十九号)第四十四条法人の不法
行為能力)及び第五十条(法人の住
所)の規定は、事業団について準
用する。

(役員) 第二章 役員及び職員
1 事業団に、役員として、会
長一人、理事長一人、理事四人以
内及び監事二人以内を置く。
(役員の職務及び権限)
2 事業団に、役員として、前項の
理事のほか、非常勤の理事四人以
内を置くことができる。

(役員の任命) 第八条 事業団に、役員として、会
長一人、理事長一人、理事四人以
内及び監事二人以内を置く。

(役員の欠格条項) 第九条 事業団を代表し、
その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、会
長の定めるところにより、会長を
補佐して事業団の業務を掌理し、
会長に事故があるときはその職務
を代理し、会長が欠員のときはそ
の職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところに
より、会長及び理事長を補佐して
事業団の業務を掌理し、会長及び
理事長に事故があるときはその職
務を代理し、会長及び理事長が欠
員のときはその職務を行なう。

4 事業団は、会長の定めるところに
より、会長及び理事長を解任する
ことができる。

2 外務大臣又は会長は、それぞれ
各号の一に該当するに至つたとき
は、これを解任しなければならな
い。

3 外務大臣又は会長は、それぞれ
各号の一に該当するに至つたとき
に該当するとき、その他役員た
るに適しないと認めるときは、そ
の役員を解任することができる。

4 事業団は、委員十五人以内
で組織する。

2 運営審議会は、村長の諮問に応
じ、事業団の業務の運営に関する
重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の
運営につき、会長に対し意見を
述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内
で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 運営審議会の業務は、委員につ
いて準用する。

4 監事は、事業団の業務を監査す
る。

(役員の任命) 第十条 会長、理事長及び監事は、
外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可
を受けて任命する。

(役員の任期) 第十一条 会長、理事長及び理事の
任期は、四年とし、監事の任期
は、二年とする。ただし、補欠の
役員の任期は、前任者の残任期間
とする。

2 役員は、再任されることができ
る。

(役員の欠格条項) 第十二条 事業団は、第一条の目的
を達するため、次の業務を行な
う。

1 国の委託を受けて、次の業務
を行なうこと。

2 アジア等の地域からの技術
研修員に対し技術の研修を行
なうこと。

3 会長及び理事長は、代表権を
有しない。この場合には、監事が
事業団を代表する。

(職員の任命) 第十五条 事業団と会長又は理事長
との利益が相反する事項について
は、会長及び理事長は、代表権を
行使しない。

(代表権の制限) 第十六条 事業団の職員は、会長が
任命する。

(役員及び職員の地位) 第十七条 事業団の役員及び職員
は、刑法(明治四十一年法律第四十
五号)その他の罰則の適用につい
ては、法令により公務に従事する
職員みなす。

(役員の解任) 第十八条 事業団に、運営審議会を
置く。

2 運営審議会は、村長の諮問に応
じ、事業団の業務の運営に関する
重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の
運営につき、会長に対し意見を
述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内
で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 運営審議会の業務は、委員につ
いて準用する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 運営審議会の業務は、委員につ
いて準用する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 運営審議会の業務は、委員につ
いて準用する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 会長は、前項の規定により理事
を解任しようとするときは、外務
大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止) 第十四条 役員は、営利を目的とす
る団体の役員となり、又は自ら営
利事業に従事してはならない。た
だし、外務大臣の承認を受けたと
きは、この限りでない。

(業務の範囲) 第十五条 事業団は、第一条の目的
を達するため、次の業務を行な
う。

1 アジア等の地域からの技術
研修員に対し技術の研修を行
なうこと。

2 ロ アジア等の地域に人員を派
遣して技術協力を行なうこと。

イ アジア等の地域からの技術
研修員に対し技術の研修を行
なうこと。

3 会長は、前項の規定により理事
を解任しようとするときは、外務
大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書) 第十六条 事業団は、業務の開始
の際、業務方法書を作成し、外務
大臣の認可を受けなければならない。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 第十三条第二項及び第三項の規
定は、委員について準用する。

(業務) 第十七条 事業団は、第一条の目的
を達するため、次の業務を行な
う。

1 アジア等の地域に人員を派
遣して技術協力を行なうこと。

2 ロ アジア等の地域に人員を派
遣して技術協力を行なうこと。

イ アジア等の地域からの技術
研修員に対し技術の研修を行
なうこと。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ
る。

4 第十三条第二項及び第三項の規
定は、委員について準用する。

い。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四ヶ月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定

による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

第二十六条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しきれはならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

2 外務大臣は、第二十条第一項第二号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十二条 外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対しても業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により外務大臣は、設立委員会の設立に関する事務を処理させる。

3 第四条 設立委員会は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に對し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員会は、出資金の払込みが附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

3 第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

2 第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならぬ。

書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十二条第二項、第二十八条第二項又は第三十条の規定により外務省令を定めようとするとき。

3 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

2 第二十一条第一項第二号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

3 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第二十条第一項第一号の委託をしようとするときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十二条第二項、第二十八条第二項又は第三十条の規定により外務省令を定めようとするとき。

3 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

2 第二十一条第一項第二号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

3 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第二十条第一項第一号の委託をしようとするときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

三 第三十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したと

反したものと見なすとき。

五 第三十二条第二項の命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

六 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

七 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

八 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

九 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十一 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十二 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十三 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十四 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十五 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十六 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十七 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十八 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

十九 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十一 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十二 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十三 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十四 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

二十五 第三十二条第二項の命令に違反したとき。

第六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(社団法人アジア協会からの引継ぎ)

第七条 昭和二十九年六月三十日に

設立された社団法人アジア協会(以下この条において「社団法人アジア協会」といふ。)は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、その

時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第二十五条第一項の積立金と区別して、積み立てなければならない。

5 第三項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定めること。

(非課税)

第八条 附則第七条第三項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができる。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に海外技術協力事業団といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかるべき業団の成り立った日より、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

3 第十一条事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十二条の規定にかかるべき業団の成り立った日より、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

4 第十二条登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

5 第十九条第七号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

6 第十六条地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

7 第七十二条の四第一項第三号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

8 第十七条行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

9 第十八条外務省設置法(昭和六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

10 第二十二条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加えすること。

五 海外技術協力事業団を監督

(外務省設置法の一部改正)

第十三条印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改定する。

(印紙税法の一部改正)

用スルモノニ限ルノ)ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第五条第九号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

九ノ五ノ三 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十四条所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

3 第三条第一項第十号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

4 第四条第三号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 第十六条地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

6 第七十二条の四第一項第三号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

7 第十七条行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

8 第二十二条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加えること。

9 第十八条外務省設置法(昭和六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

10 第二十二条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加えること。

五 海外技術協力事業団を監督

アシア地域その他の開発途上にあら海外の地域に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なわせるため、海外技術協力事業団を設立し、その資金、役員及び職員、運営審議会、業務、財務及び会計等について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

かくて、四月二十五日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社

業会を代表して田中織之進君より、本

案は、日本が新しい経済侵略を進めようとするのではないかという疑惑を東南アジア等の諸國に与える危険性があること、科学技術が平和と繁栄のために利用されるべきであるという点が欠けていること、及び防衛関係の費用を削減して技術協力費の財源に振り向けていくことに政府・与党の賛成を得られなかつた等の理由により反対、また、自由民主党を代表して正示啓次郎君よ

り、最近は、開発途上にある諸国に対する援助を増強するため、世界経済の発展と国際政治の安定のために不可欠の時代となつておるので、これら諸国に対する政府間ベースによる技術協力を拡充強化するため、本事業団

として経済協力を行なうことは、世界経済の発展と国際政治の安定のために不可欠の時代となつておるので、これら

の諸国に対する政府間ベースによる技術協力を拡充強化するため、本事業団

を設立することは時宜に適した措置であるから賛成である旨、それそれを述べられました。討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと決したのであります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

五 海外技術協力事業団を監督

(外務省設置法の一部改正)

第十三条印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改定する。

(印紙税法の一部改正)

用スルモノニ限ルノ)ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

律は公布の日から施行される旨規定しております。

本案は、二月十三日外務委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行な

い、また、商工委員会と連合審査会を行なう等、慎重に審議を行ないました

が、詳細は会議録により御了承を願いたい存じます。

かくて、四月二十五日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社

業会を代表して田中織之進君より、本

案は、日本が新しい経済侵略を進めようとするのではないかという疑惑を東

南アジア等の諸國に与える危険性があ

ること、科学技術が平和と繁栄のため

に利用されるべきであるという点が欠け

ていること、及び防衛関係の費用を削

減して技術協力費の財源に振り向けて

いくことに政府・与党の賛成を得られなかつた等の理由により反対、また、

自由民主党を代表して正示啓次郎君よ

り、最近は、開発途上にある諸国に対

する援助を増強するため、世界経

済の発展と国際政治の安定のために不

可欠の時代となつておるので、これら

の諸国に対する政府間ベースによる技

術協力を拡充強化するため、本事業団

を設立することは時宜に適した措置であ

る、討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと決したのであります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程

十一 自動車の保管場所の確保等に関する法律案 (内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第十一、自動車の保管場所の確保等に関する法律案を議題といたします。

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

右
昭和三十七年四月十七日
内閣総理大臣 池田 勇人

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

国会に提出する。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律)

第一条 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しない義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車

(二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く)をいう。
二 保有者 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第三項に規定する保有者をいふ。

三 保管場所 車庫、空地その他の自動車を通常保管するための場所をいふ。

四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいふ。

五 駐車 道路交通法(昭和三十年法律第百五号)第二条第十号に規定する駐車をいふ。(保管場所の確保)

六 駐車場 道路交通法(昭和三十二年法律第百四号)第二条第十号に規定する駐車をいふ。(駐車の禁止、制限等)

七 駐車監理官 駐車場の監理官(同法第五十一条第一項)

八 駐車監理員 駐車場の監理員(同法第五十二条第一項)

九 駐車監査員 駐車場の監査員(同法第五十三条第一項)

十 駐車監査監督官 駐車場の監査監督官(同法第五十四条第一項)

十一 駐車監査監督員 駐車場の監査監督員(同法第五十五条第一項)

十二 駐車監査監督監査員 駐車場の監査監督監査員(同法第五十六条第一項)

十三 駐車監査監査員 駐車場の監査監査員(同法第五十七条第一項)

十四 駐車監査監査監査員 駐車場の監査監査監査員(同法第五十八条第一項)

十五 駐車監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査員(同法第五十九条第一項)

十六 駐車監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査員(同法第六十条第一項)

十七 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十一条第一項)

十八 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十二条第一項)

十九 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十三条第一項)

二十 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十四条第一項)

二十一 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十五条第一項)

二十二 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十六条第一項)

二十三 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十七条第一項)

二十四 駐車監査監査監査監査監査監査員 駐車場の監査監査監査監査監査監査員(同法第六十八条第一項)

二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間)に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

三 前二項の規定は、政令で定める特別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、適用しない。

四 前二項の規定は、政令で定める場合その他の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、適用しない。

規定により道公安委員会の権限に属する事務について、それぞれ準用する。

(雑則)

第七条 道路交通法第九十条第一項、第百三條第二項第二号又は第百八条の規定の適用については、前二項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなす、同法第一百一一条第一項の規定又は第百十一条第一項の規定については、前条の規定の適用については、前条の規定

は、同法の規定とみなす。

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

二 第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

三 第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四 第六条第二項の規定による處分を受けた者

五 第五条第一項の規定に違反した者

六 第六条第一項の規定の違反となるような行為をした者

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第五条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、第六条第三項中道路交通法第百十三條の二の規定を準用する部分は行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)の施行の日から施行する。

2 第四条及び第五条の規定を適用する地域は、各規定につき政令で定める。

3 最近における道路使用及び道路交通の状況にかんがみ、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないより義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化し、

二 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるようなる行為

三 保有者による自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出)

四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

二十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

三十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

四十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

六十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

七十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

八十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

九十九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一〇 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一七 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一八 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百一九 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二〇 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二一 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二二 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二三 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二五 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

一百二六 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

もつて道路使用的適正化及び道路交通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長簡牛九夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 ただいま議題となりました自動車の保管場所の確保等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案の趣旨は、最近の道路事情にかんがみ、道路の使用の適正化及び道路交通の円滑化をはかるため、自動車の保有者等に対し必要な規制を行なうとするもので、その内容は、第一に、自動車の所有者等に対し、自動車の保管場所を確保しなければならぬものとし、政令で定める地域においては、保管場所を証する書面の提出がないときは自動車の登録ができぬこととし、第二に、政令で定める地域においては道路を自動車の保管場所として使用することを禁止し、第三に、駐車の制限を強化し、所要の罰則を設ける等あります。

本案は、四月十九日付託となり、翌二十日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十五日、地方行政委員会と連合審査会を開き、統いて委員会において質疑を行なう等、慎重審査いたしましたが、その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

同日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、本法案に対しても、実態に即した適用地域の指定、中小企業者等に対する保管場所設置に要する資金措置及

び租税負担の軽減をはかるべきであるが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長簡牛九夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 ただいま議題となりました自動車の保管場所の確保等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案の趣旨は、最近の道路事情にかんがみ、道路の使用の適正化及び道路交通の円滑化をはかるため、自動車の保有者等に対し必要な規制を行なうとするもので、その内容は、第一に、自動車の所有者等に対し、自動車の保管場所を確保しなければならぬものとし、政令で定める地域においては、保管場所を証する書面の提出がないときは自動車の登録ができぬこととし、第二に、政令で定める地域においては道路を自動車の保管場所として使用することを禁止し、第三に、駐車の制限を強化し、所要の罰則を設ける等あります。

本案は、四月十九日付託となり、翌二十日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十五日、地方行政委員会と連合審査会を開き、統いて委員会において質疑を行なう等、慎重審査いたしましたが、その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

同日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、本法案に対しても、実態に即した適用地域の指定、中小企業者等に対する保管場所設置に要する資金措置及

び租税負担の軽減をはかるべきであるが、この法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会

出席国務大臣		法務大臣		厚生大臣		灘尾弘吉君		斎藤昇君		藤山愛一郎君		清君	
出席政府委員	法務省訟務局長	濱本一夫君	運輸大臣	川村善八郎君	自治大臣	安井謙君	國務大臣	藤山愛一郎君	森清君	植木庚子郎君	灘尾弘吉君	斎藤昇君	藤山愛一郎君
通商産業政務次官	大蔵政務次官	天野公義君	農林水産政務次官	森森君	厚生大臣	灘尾弘吉君	運輸大臣	川村善八郎君	安井謙君	植木庚子郎君	灘尾弘吉君	斎藤昇君	藤山愛一郎君
(法律公布要上及び通知)													
出席													

(常任委員辞任)		内閣委員											
理事足鹿覺君	(理事中澤茂一君)	前田正男君	内閣委員	伊藤卯四郎君	渡辺惣藏君	玉置一徳君	内閣委員	伊藤卯四郎君	玉置一徳君	前田正男君	内閣委員	伊藤卯四郎君	玉置一徳君
一、去る二十四日、議長において、次に、常任委員の辞任を許可した。													
内閣委員	内閣委員												
内閣委員	内閣委員												

| (常任委員補欠選任) | | 内閣委員 | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 一、去る二十四日、議長において、次に、常任委員の補欠を指名した。 |
| 内閣委員 |
| 内閣委員 |
| 内閣委員 |

昭和三十七年四月二十六日 衆議院会議録第四十一号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

運輸委員	矢尾喜三郎君	伊藤卯四郎君
建設委員	内海 清君	
予算委員	大沢 雄一君	山中 吾郎君
	児玉 末男君	小林 信一君
	日野 吉夫君	
決算委員	加藤 清二君	
	松前 重義君	堂森 芳夫君
	野原 覚君	稻富 稔人君
理事補欠選任)	久保 三郎君	日野 吉夫君
	山田 長司君	森本 靖君
	芳賀 貢君	西尾 実廣君
理事	荒船清十郎君 (理事篠田弘作 君昨二十五日理事辞任につ きその補欠)	
特別委員辭任)	昨二十五日、議長において、次の 特別委員の辞任を許可した。	作二十五日、公職選挙法改正に関する調査特別 公職選挙法改正に關する調査特別
委員	坂谷 忠男君	作二十五日、公職選挙法改正に關する調査特別 公職選挙法改正に關する調査特別
特別委員補欠選任)	菅野和太郎君 日野 吉夫君	作二十五日、公職選挙法改正に關する調査特別 公職選挙法改正に關する調査特別
	井出一太郎君 原 茂君	
公職選挙法改正に関する調査特別	科学技術振興対策特別委員 科学技術振興対策特別委員	
委員	亀岡 高夫君	
	伊藤 齋君	
小沢 辰男君	伊藤 齋君	

（議案提出）
一、昨二十五日議員から提出した議案
は次の通りである。
環境衛生關係營業の運営の適正化に
關する法律の一部を改正する法律案
（小沢辰良君外五名提出）
（議案受領）
一、昨二十五日參議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。
首都圈の既成市街地における工業等
の制限に關する法律の一部を改正す
る法律案
首都圈市街地開発区域整備法の一部
を改正する法律案
一、昨二十五日參議院から受領した同
院繼續審査案は次の通りである。
電波法の一部を改正する法律案
船舶職員法の一部を改正する法律案
近畿圏整備に関する決議案
（議案付託）
關谷 勝利君外五十七名
（議案付託）
一、昨二十五日委員会に付託された議
案は次の通りである。
船舶職員法の一部を改正する法律案
（第三十九回国会内閣提出第五五号）
(參議院送付) 運輸委員会 付託
電波法の一部を改正する法律案（第
三十九回国会内閣提出第五六号）(參
議院送付)
通信委員会 付託
首都圏の既成市街地における工業等
の制限に關する法律の一部を改正す

案
大蔵省設置法の一部を改正する法律
する法律案
国際観光ホテル整備法の一部を改正
する法律案
案
二
一
議案の要旨及び目的
1
従来は国際運輸業から生ずる所得のうち、船舶の運航から生ずる所得についてのみ相互主義により免税を認めていたが、外国企業の航空機の運航から生ずる所得についても、相互主義により所得税、法人税等の租税を免稅することができるものとする。
2
船舶の運航から生ずる所得については、従来相手国に船籍のある船舶について免税していたのを、相手国にある企業が運航する船舶について免税することができるものとする。
3
地方税についても、従来規定のある事業税のほか、道府県民税及び市町村民税をも含めて相互主義により免税とすることができるものとする。
二
議案の可決理由
外国人等の国際運輸業から生ずる所得に対する相互主義による非課税の制度を整備するため、「外国船舶の所得税等免除に関する法律」の全文を改正することは、最近における国際運輸業の状況にかえりみ、必要適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決

右報告する。

昭和三十七年四月二十四日

大蔵委員長 小川 平一

衆議院議長清瀬一郎殿 報告書

国土調査促進特別措置法案（相川勝六君外五名提出）に関する
議案の要旨及び目的

国土の実態を的確に把握し、これが開発保全と効率的利用に資するため、昭和二十六年国土調査法を制定して以来十年経つにもかかわらず、最も緊急をする特定計画に基づく事業ですら、五箇年間ににおいてわずか計画量の一割に過ぎない実情である。最近のわが国経済諸情勢の急速度の進展に比し牛歩遅々たる著しい立遅れを余儀なくしている。

本案は、国土の効率的な開発利用に資するため、国土調査事業十箇年計画を策定し、国及び地方公共団体を通じ、国土調査業務の長期的推進を図ろうとするもので、主な内容は次の通りである。

1 本法における国土調査は、地籍調査の基礎となる基準点の測量、土地分類調査の基準決定等の機関が行なら基本調査とされ、これを基礎として地方公共団体又は土地改良区の行なら細部調査との二本建とする。

2 国土の総合的な開発、低開発地域における工業開発、農地利用の高度化等、当面緊急な施策を講ずる区域において、昭和三十八年度以降十箇年を目途として所要の調査を行なう。この十箇年計画決定の手続きは、内閣

總理大臣が、國土総合開発審議会並びに關係都道府県の意見をきき、更に關係行政機關の長に協議して計画案を作成し、特に閣議の決定を求める。

3 右の國土調査事業の実施につき、本法において特に定めるものほかは、國土調査法の規定を適用することとする。

二 議案の可決理由

本案は、國土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るのに妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すこととした。右報告する。

昭和三十七年四月二十四日

衆議院議長 早稻田柳右門
〔別紙〕

商工委員長 早稻田柳右門
〔別紙〕

一 國土調査促進特別措置法案に対する附帯決議

政府は、國土調査事業がいかめて重要であるにもかかわらず、國土調査事業が甚しく遅延している現状にかんがみ、事業の速やかな完了を急ぐとともに、左記の事項について特段の措置を講すべきである。

記

一、國土調査事業十か年計画には、全國土の調査の早期完了を目途とし、事業量を可及的大幅に組み入れること。

二、山林原野などについて、必要ある土地については、その実測を推進すること。

三、國土調査事業十か年計画の実施を確保するため、所要の財政措置を講ずること。

四、地籍調査に関する国庫補助単価の引上げ、及び國土調査法による

總理大臣が、國土総合開発審議会並びに關係都道府県の意見をきき、更に關係行政機關の長に協議して計画案を作成し、特に閣議の決定を求める。

職權登記に必要な経費の増額を考慮すること。
五、國土調査事業実施の制度、機構及び地籍の維持管理体制を整備充実するとともに、國土調査從事職員の育成をはかること。

工業用水法の一部を改正する法律(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

近年における工業生産の発展に伴い、大工業地帯における工業用地下の汲上量が増加し、それがその地帯の地盤の沈下等の種々の障害を誘発している。現行法は、

これに対処して工業用地下水の汲上げを規制するために制定されたものであるが、地盤沈下防止対策としては必ずしも万全ではないと見られるので、規制を一層強化しようとするのが本改正案の趣旨であつて、その主な内容は次のとおりである。

1 地盤沈下の防止を工業の健全な発達と並べて主目的の一つとする。

2 揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルをこえるものは、許可を受けなければ新規に使用できない。

3 既設井戸について一定期間経過後は、許可基準に適合するものは許可を受けたものとみなしそれに適合しないものは原則として禁止する。

一定期間経過時は、代替水源たる工業用水道の布設の状況、給水可能量その他を勘案して地域ごとに通商産業省令で定める日から一年経過した日とする。

4 許可を受けた井戸でも、予測できないような事態が発生し、緊急の必要があると認める場合は、通商産業大臣が井戸の使用者に対し、地下水の採取の制限を命ぜることができる。

5 許可を受けた井戸でも、予測できないような事態が発生し、緊急の必要があると認める場合は、井戸から工業用水道への転換につき、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努める。

二 議案の可決理由

本案は、工業の用に供するため地下水を採取することにより生じる地盤の沈下を防止するのに、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十七年四月二十四日

衆議院議長 早稻田柳右門
〔別紙〕

商工委員長 早稻田柳右門
〔別紙〕

一 國土調査促進特別措置法案に対する附帯決議

政府は、國土調査事業がいかめて重要であるにもかかわらず、國土調査事業が甚しく遅延している現状にかんがみ、事業の速やかな完了を急ぐとともに、左記の事項について特段の措置を講すべきである。

記

一、國土調査事業十か年計画には、全國土の調査の早期完了を目途とし、事業量を可及的大幅に組み入れること。

二、山林原野などについて、必要ある土地については、その実測を推進すること。

三、國土調査事業十か年計画の実施を確保するため、所要の財政措置を講ずること。

四、地籍調査に関する国庫補助単価の引上げ、及び國土調査法による

(二) 現行法による地域指定の要件の適用については、実情に即して地盤沈下の防止に万全を期するよう十分なる配慮を行なうこと。

昭和三十七年四月二十五日
商工委員長 早稻田柳右門
衆議院議長 早稻田柳右門
〔別紙〕

輸出保険法の一部を改正する法律(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

輸出振興策の強化が要請される今日、その一環たる輸出保険制度の果たすべき役割は一層重要なものとなるので、この制度をさらに拡充しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

2 輸出保険法の一部を改正する法律(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

輸出振興策の一環としての輸出保険制度の重要性にかんがみ、政府は、この制度の運用に当たつて、特に次の事項の早急な実現を図るべきである。

一、制度を一層充実するため、輸出保険特別会計の資本金の増額に努めること。

2 輸出信用調査機能を拡充する

こと。

3 海外経済協力基金法の一部を改正する法律(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

海外経済協力基金は、海外経済協力を促進することを目的として、東南アジア等の地域の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金の円滑な供給を図る等の業務を行なう機関として設立されたものである。

最近、東南アジアその他の開発途上にある地域に対する経済協力は、ますますその重要性を増しつつあり経済協力促進の中核的な機関としての基金の役割はさらに重要なものとなるので、本案は、次

一、國土調査事業十か年計画には、全國土の調査の早期完了を目途とし、事業量を可及的大幅に組み入れること。

二、山林原野などについて、必要ある土地については、その実測を推進すること。

三、國土調査事業十か年計画の実施を確保するため、所要の財政措置を講ずること。

四、地籍調査に関する国庫補助単価の引上げ、及び國土調査法による

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。右報告する。

二 議案の可決理由

本案は、輸出保険制度を拡充し、輸出の振興に寄与する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

- 1 理事の定数を二人増加して、四人以内に改める。
- 2 融資又は出資の対象となる事業は、「その達成が確実であるもの」に限られているのを「その達成の見込みがあるもの」に改める。

二 議案の可決理由

本案は、海外経済協力の促進を図り、その業務活動を積極化するのに妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月二十五日

商工委員長 早稻田柳右三郎

衆議院議長 清瀬一郎殿

止するため、大型自動車免許の欠格事由及び受験資格を改めようとする本案の趣旨は、一応妥当なものと認めるが、本案により規制を行うける大型自動車の範囲ならびに運転の資格に関し、制限を実情に即するより緩和、合理化し、あわせて大型自動車の運行を直接管理する者に対し、新設された制限規定を遵守する義務を課す等の必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月二十四日

地方行政委員長 園田直

衆議院議長 清瀬一郎殿

(小字及び
は修正)

別紙

道路交通法（昭和三十五年法律第三百五号）の一部を次のよ

り改正する。第六十七条中「前三条」の下に「又は第八十三条第三項」を加える。

第七十一条各号列記以外の部分中「及び前三

条を「前三条及び第八十五条第三項」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

五 第八十五条（第一種免許）第三項の規定

に違反した者は、當該業務にあ

る者に第八十五条第三項の規定に違反することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十一条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第八十五条第一項中「第一項第五号中「第一項第一号又は第三号」に改める。第九十六条第二項中「第八十五条第一項第一号又は第三号」に加え、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

1 前項に規定するもののほか、大型免許の運転免許試験は、普通免許・特殊免許又は三輪免許を現に受けおり（第一百三条第二項第二号又は第三号の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の者でなければ、受けることができない。

2 第百八十二条第一項に次の一号を加える。

五 第八十五条（第一種免許）第三項の規定

に違反した者は、當該業務にあ

る者に第八十五条第三項の規定に違反することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十一条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。

第六十五条第三項に違反して大型

自動車を運転することを命じ、又は大型自動

車の運転者に同条同項の規定に違反することを命じる。この法律による改正後の第八十五条第三項の規定は適用しない。

3 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

2 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

3 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

4 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

5 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

6 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

7 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

8 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

9 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

10 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

11 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

12 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

13 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

14 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

15 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

16 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

17 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

近年製造業その他産業の急速な発展との都市集中化に伴い、主要工業都市におけるばい煙等による大気汚染は著しく公衆衛生上放置できない事態に立ち至つている。

う。第八十四条第一項の規定により大型免許を受けているものは、大型免許を受けている施設として政令で指定すること。都道府県知事に事前に届出を有するものは、新法の規定により道府県公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

3 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

4 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

5 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

6 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

7 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

8 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

9 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

10 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

11 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

12 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

13 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

14 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

15 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

16 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

17 ばい煙の排出の規制等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」とい。）第八十八条第一項第一号中「大型自動車に係る仮免許を含む。」を「大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）」に改めたものと議決した次第である。

<p>なお、本案に別紙の通り附帯決議を附することに決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>昭和三十七年四月二十四日</p> <p>社会労働委員長 中野 四郎</p> <p>衆議院議長清瀬一郎殿</p> <p>〔別紙〕</p> <p>(小字及び は修正)</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条～第三条)</p> <p>第二章 指定地域及び排出基準(第四条～第七条)</p> <p>第三章 ばい煙発生施設(第八条～第十八条)</p> <p>第四章 事故時の措置等(第十一条～第二十一条)</p> <p>第五章 和解の仲介(第二十二条～第二十五条)</p> <p>第六章 雑則(第二十六条～第二十九条)</p> <p>第七章 費則(第三十二条～第三十七条)</p>

<p>反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十三条 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第十七条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>五 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
--

<p>進するため、将来、必要に応じ、中小企業振興資金の償還期間をさらに有利にすることを検討するとともに融資その他の助成措置の整備拡充に努めること。</p> <p>二、政府は将米、自動車から排出される排ガス、騒音、振動、悪臭等の公害問題に対処するため、技術的研究を強力に推進し、その対策の確立につき努めること。</p> <p>三、閣連請求についての訴えの併合等に関する規定、執行停止、執行停止についての内閣総理大臣の異議、事情判決の制度等について所要の改正をすること。</p> <p>四、行政事件訴訟法案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の要旨及び目的</p> <p>本案は、国民の権利の伸張および行政運営の適正を期するため、現行政事件訴訟特例法についての解釈上の疑義を除去するとともに行政事件訴訟に関する一般法を制定しようとするものである。</p> <p>本案の主な内容は次の通りである。</p> <p>一、行政事件訴訟の種類を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟の四類型に分け、抗告訴訟の態様として、処分の取消しの訴え、裁判の取消しの訴え、無効確認の訴え及び不作為の違法確認の訴えを示し、それについて適用される規定の範囲を明確にすること。</p> <p>二、従来の訴願前置主義は、国民の権利救済の面からとかくの批判があつたので、原則としてこれを廃止する。</p> <p>三、管轄裁判所の範囲を拡げ、從来の専属管轄の制度を廃止し、一般的管轄のほかに特別管轄の規定を設けること。</p> <p>四、出訴期間については原則として現行の六箇月を三箇月に改めること。</p>
--

<p>五、処分又は裁決の取消しの判決の効力は、第三者にも及ぶものとし、これに関連して、訴訟参考の規定を整備すること。</p> <p>六、その他、閣連請求についての訴えの併合等に関する規定、執行停止、執行停止についての内閣総理大臣の異議、事情判決の制度等について所要の改正をすること。</p> <p>七、恩給法、健康保険法等おおむね五十の行政法規については、専門技術的処分、大量的処分等が行なわれるのに、不服審査の裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができない旨の規定を設けること。</p> <p>八、恩給法、健康保険法等おおむね五十の行政法規については、専門技術的処分、大量的処分等が行なわれるのに、不服審査の裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができない旨の規定を削除すること。</p>
--

<p>一 議案の要旨及び目的</p> <p>本案は、行政事件訴訟法の施行に伴い、同法の規定の趣旨にのつて現行の六箇月を三箇月に改めること。</p> <p>二、衆議院議長清瀬一郎殿</p> <p>〔別紙〕</p> <p>海外技術協力事業団法案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の要旨及び目的</p> <p>本案は、アジア地域その他の開</p>
--

発途上にある海外の地域に対する
条約その他の国際約束に基づく技
術協力の実施に必要な業務を効率
的に行なわせるため、海外技術協
力事業団を設立しようとするもの
で、事業団は法人とすること、資
本金一億円は全額政府出資とし、
役員として会長一人、理事長一人、
理事四人以内及び監事一人以内を
置くこと、事業団に学識経験を有
する十五人以内の委員で組織する
運営審議会を置き、会長の諮問に
応じ、業務の運営に関する重要事
項を審議すること、事業団の業務
としては、國の委託を受けて、ア
ジア等の地域からの技術研修員に
対し技術研修を行なうこと、同地
域に専門家を派遣して技術協力を
行なうこと、同地域に設置される
技術協力センターに必要な人員の
派遣、機械設備の調達等その設置
及び運営に必要な業務、同地域の
公共的な開発計画に關し基礎的調
査を行なうこと等であつて、事業
団は外務大臣が監督すること、及
び國は事業団に対し、必要な経費
の一部に相当する金額を交付する
ことができるこことなつていて。
また、附則において、事業団は社
団法人アジア協会の一切の権利及
び義務を承継すること並びに税法
上の特別措置等を規定している。
なお、この法律は公布の日から
施行することになつていて。

二 議案の可決理由

本案は、開発途上にあるアジア
等の諸地域に知識及び技能を伝達
又は提供し、諸國の經濟的社會的
發展に資するものであるから必要
かつ適切なる措置であると認め、
これを可決すべきものと議決した
次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として
は、昭和三十七年度一般会計予算
項目中に、事業団出資金二億円及
び交付金八千四百十七万円を計上
している。

右報告する。

昭和三十七年四月二十五日

衆議院議長清瀬一郎殿 外務委員長森下國雄

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近の道路使用、道路
交通の状況にかんがみ、道路使用
の適正化、道路交通の円滑化を図
るため自動車保有者等に対し必要
の規制を行なおうとするもので、
その主旨は次の通りである。

**1 自動車の保管場所を確保しなけれ
ばならないこととし、政令で定
める地域においては、保管場所
を証する書面の提出がないとき
は、自動車の登録ができないこと**

**2 政令で定める地域においては
道路を自動車の保管場所として
使用することを禁止すること**

**3 駐車の制限を強化し、所要の
罰則を設けること**

二 議案の可決理由
本案は、道路交通の実情にかん
がみ、時宜に適するものと認め、
原案通り可決すべきものと議決し
た次第である。なお、別紙の通り
附帯決議を附することに決し
た。

右報告する。

三 本法施行に要する経費
本法施行に当たつて政府は、次の
諸点について万全の措置を講じ混乱
を生ぜしめないよう努めるべきであ
る。

〔別紙〕

衆議院議長清瀬一郎殿 運輸委員長簡牛九夫

**一 第四条、第五条に規定する適用
地域の指定については、実態に応
じた地域に限定すること。**

**二 軽自動車の保管場所確認につい
ては、第四の規定に準じて別考
慮すること。**

**三 公共駐車場建設を促進するため
所要の措置を講ずること。**

**四 中小企業者等が共同して保管場
所を設置する場合は、官公有地の
払下げ、貸付け及び建設資金につ
き特別な措置を講ずること、また
租税負担の軽減を図ること。**

九六 三 一 特別会計の特別会計法

一 部 正誤

衆議院会議録第四十号中正誤

ペジ 段行